

多治見市役所新庁舎建設基本計画(案)

令和 6年 月
多治見市

目次

第1章	多治見市役所新庁舎建設基本計画の策定にあたって	
1	基本計画策定の趣旨	・・・ 1
2	新庁舎建設検討の経緯	・・・ 2
3	現本庁舎の課題と新庁舎建設の必要性	・・・ 4
第2章	新庁舎建設の基本的な考え方	
1	基本構想における新庁舎の考え方	・・・ 9
2	基本計画での新庁舎建設の考え方	・・・ 11
第3章	敷地の利用方針	
1	敷地条件の整理	・・・ 13
2	建物の配置及び動線の考え方	・・・ 22
3	既存施設との連携	・・・ 24
4	駐車場・駐輪場	・・・ 25
第4章	新庁舎の規模、機能等	
1	新庁舎の規模・階構成	・・・ 27
2	導入機能	・・・ 30
3	基本レイアウト	・・・ 36
4	構造計画	・・・ 39
5	設備計画	・・・ 41
第5章	既存施設の改修に関する検討等	
1	南北自由通路	・・・ 42
2	多治見市役所駅北庁舎	・・・ 44
3	仮設庁舎	・・・ 47
第6章	事業手法・事業スケジュール	
1	発注方式	・・・ 48
2	新庁舎建設スケジュールの検討	・・・ 52
第7章	概算事業費等	
1	概算事業費	・・・ 53
2	財源	・・・ 54

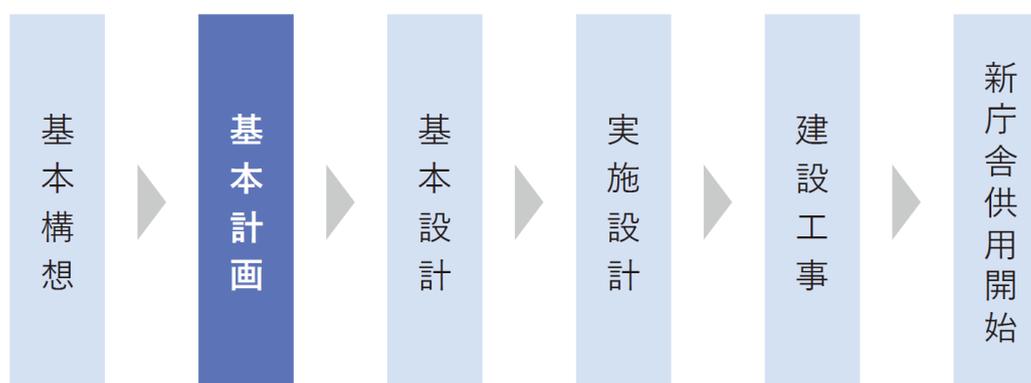
第8章 課題の整理	
1 関係法令の整理55
2 今後の検討課題56
別添資料	
1 多治見市議会からの提言書59

第1章 多治見市役所新庁舎建設基本計画の策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

「多治見市役所新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）」は、多治見市役所の新庁舎建設にあたり、多治見市役所新庁舎検討市民委員会（以下「検討市民委員会」という。）における一連の検討結果を踏まえ、現在の多治見市役所本庁舎（以下「現本庁舎」という。）の状況と課題、新庁舎の必要性、基本理念、備えるべき機能等、新庁舎のコンセプトをまとめた「多治見市役所新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）」を基に、市民や議会等の意見を聞くとともに調査、検討を行い、設計の要件となる事項を整理することを目的とします。

新庁舎建設の流れ



基本構想	新庁舎建設に関する基本理念や基本方針を定めるもの。
基本計画	新庁舎建設の設計・工事を進める上での根幹となる計画。新庁舎の課題や条件を整理し、機能や概算工事費を具体的に示すもの。
基本設計	新庁舎の配置、内部平面、構造・設備計画、内外のデザイン等を設計図書として取りまとめ、新庁舎のイメージを明確に示すもの。
実施設計	基本設計に基づき、工事発注を行うための詳細な設計図を作成。作成した詳細図に基づき工事費の具体的な積算を行うもの。

2 新庁舎建設検討の経緯

現本庁舎は築50年を経過しており、長期にわたり建替えについての議論・検討を進めてきました。

平成23年3月、多治見市市庁舎将来構想を策定後、建替え候補地14箇所から現本庁舎敷地と駅北庁舎隣接地の2箇所に絞り込み、令和元年12月に駅北庁舎隣接地を最終候補地として決定しました。令和2年3月、市議会に多治見市役所の位置を定める条例（昭和46年条例第28号）の一部改正を提案しましたが継続審査となり、同年9月に、市民の声が拾えきれないとして審議未了廃案となりました。

これらの意見を受け、令和3年2月に検討市民委員会を設置し、建替えの必要性、新庁舎に求められるもの、駅周辺のまちづくり等についてご議論いただきました。また、令和3年から地区懇談会にて現本庁舎の建替えについて説明を行ってきました。これらを経て、現本庁舎の建替えに関しおおむね市民の理解を得られたとして、令和4年6月、再度、市議会に多治見市役所の位置を定める条例の一部改正を提案し、特別多数議決（出席議員の3分の2以上の同意が必要）により可決されました。

その後、検討市民委員会が取りまとめた「多治見の未来を形づくる新庁舎 新庁舎基本構想のための市民委員会コンセプト」を基に、令和5年12月に基本構想を策定しました。

基本計画においては、新庁舎建設における敷地及び建物の与条件と課題を整理し、今後予定されている基本設計、実施設計に向けた方針を取りまとめています。

また、基本計画の策定と並行して、現本庁舎の跡地等の利活用について検討を行う多治見市役所本庁舎跡地等利用検討市民委員会を開催し、新庁舎建設に関する多角的な検討を進めています。

検討経過

年月	出来事
平成23年3月	第6次総合計画前期計画に「市庁舎に関する課題を解決するため、市庁舎の将来構想及び分庁舎の整備を含めた方策を検討します」として事業追加
平成23年7月	多治見市市庁舎将来構想 策定
平成24年4月	第6次総合計画後期計画に「分庁舎を整備するとともに、本庁舎を建て替えるための検討をします」として事業計上
平成25年7月	多治見市庁舎建設基金 創設
平成27年1月	駅北庁舎 供用開始
平成28年3月	現本庁舎耐震化工事 実施
平成28年4月	第7次総合計画前期計画に「本庁舎の建設場所、規模などを検討します」として事業計上
平成29年4月	建替え候補地として、11箇所を選定 現本庁舎敷地と駅北庁舎隣接地の2箇所に絞り込み
平成29年10月	市議会に対し、他の候補地の提案を募集
平成30年3月	市議会から提案された3箇所について検討

	改めて現本庁舎敷地と駅北庁舎隣接地の2箇所を候補地とした
令和元年12月	現本庁舎敷地と駅北庁舎隣接地を採点した結果、駅北庁舎隣接地が優位となったため、駅北庁舎隣接地を最終候補地とした
令和2年1月	本庁舎建替えに関する市民説明会 開催
令和2年3月	駅北庁舎隣接地を建設地とする議案「多治見市役所の位置を定める条例の一部改正」の提案、継続審査
令和2年4月	第7次総合計画後期計画に「新本庁舎について、建設地を決定し、建設します」として事業計上
令和2年6月	「多治見市役所の位置を定める条例の一部改正」について再度継続審査
令和2年9月	「多治見市役所の位置を定める条例の一部改正」について審議未了による廃案
令和3年2月～	多治見市役所新庁舎検討市民委員会 設置 有識者、市民等による広い視点での審議が始まる
令和3年10～11月	地区懇談会 開催（市内全13校区）
令和4年3～4月	「多治見市役所の位置を定める条例の一部改正」のパブリック・コメント
令和4年5～6月	地区懇談会 開催（市内全13校区）
令和4年6月	「多治見市役所の位置を定める条例の一部改正」の提案、特別多数議決により可決 新庁舎の位置が「多治見市音羽町1丁目233番地」に決定
令和4年10月	多治見市役所新庁舎検討市民委員会ワークショップ 開催
令和5年3月	多治見市役所新庁舎検討市民委員会が「新庁舎基本構想のための市民委員会コンセプト」を策定
令和5年5～6月	地区懇談会 開催（市内全13校区）
令和5年8～9月	多治見市役所新庁舎検討市民委員会グループヒアリング 実施
令和5年12月	多治見市役所新庁舎建設基本構想 策定
令和6年2月～	多治見市役所本庁舎跡地等利用検討市民委員会 設置
令和6年3月	新庁舎建設に関するワークショップ 開催
令和6年3月	新庁舎建設に関する市民アンケート調査 実施（回答率46.1%） 市内在住の18歳以上から5,000人を無作為抽出
令和6年4月	第8次総合計画前期計画に「新庁舎を駅北庁舎隣接地に建設します」として事業計上
令和6年4～8月	新庁舎建設に関する職員ワーキング 開催
令和6年5～6月	地区懇談会 開催（市内全13校区）
令和6年7月	市議会「新本庁舎建設基本計画策定に向けた提言書」 受領
令和6年7月～	多治見市役所新庁舎利活用市民会議 設置
令和6年10月	多治見市役所新庁舎建設基本計画 策定

3 現本庁舎の課題と新庁舎建設の必要性

新庁舎への建替え検討にあたり現本庁舎が抱える課題を整理し、新庁舎建設の必要性を確認します。

(1) 老朽化

現本庁舎は昭和49年1月に竣工し、築50年を経過しています。建設から半世紀が経過し、建物躯体はもとより設備機器の老朽化も進行している状態です。

耐震性の面では、平成27年に耐震化工事を実施しており、工事後の構造耐震判定指標（Is値¹）は一般建物相当の0.63となっています。Is値0.6を満たす建物は、昭和56年（1981年）改正の新耐震基準により設計される建物とほぼ同程度の耐震性能を保有していると判断されます。

一方で、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号・国営整第198号・国営設第135号）では、災害応急対策活動に必要な官庁施設（国家機関の建築物及びその付帯施設）はさらに1.5倍のIs 値0.9を確保する必要があるとされ、現本庁舎ではIs 値0.9を満たしていない結果となっています。

これらの状況から、現本庁舎は大地震に対し建物の倒壊は免れたとしても、内外装や各種設備機器の損傷によって庁舎機能の維持が困難な状況に陥ることが懸念されます。

現本庁舎外観



¹ Is 値：建物の耐震性能を表す指標。Is 値は、耐震診断をしたうえで定められた数式を用いて算出し、0.6 以上あれば震度 6 程度の地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされています。

(2)防災拠点としての機能

防災拠点施設では、様々な災害時において災害復旧拠点・防災拠点としての機能を継続できるように、一定時間（72時間程度）稼働可能な非常用電源設備の設置が求められます。現本庁舎は、一部防災用機器の非常用電源設備が整備されていますが、災害時に業務を継続するための十分な電源が確保できず、防災拠点としての機能に支障が出ています。

また、設備機器の転倒防止や天井材の脱落防止措置等、地震対策が不十分な箇所も多くあり、大地震後の機能回復に時間を要する状況です。

(3)ユニバーサルデザインへの対応

現本庁舎は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行以前に建設されており、現在法令で定められているバリアフリーの水準又は官庁施設に一般的に求められるユニバーサルデザイン²の仕様を満たしていません。

手すりのない車いす利用者用外部スロープ



雨除けのない車いす利用者用駐車場



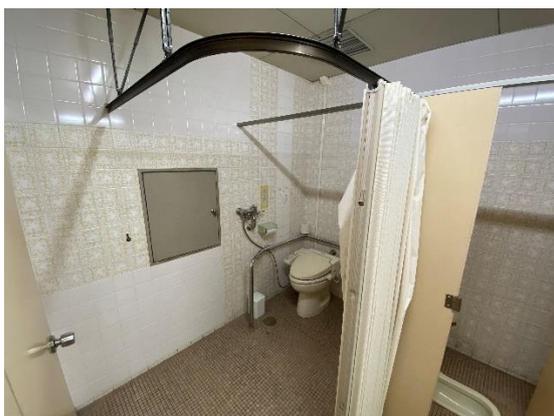
² ユニバーサルデザイン：年齢、性別、文化の違い、障害の有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと。

特にトイレについては湿式³となっていることから、入り口には段差が生じています。建物内に唯一設置されている車いす利用者用便房は、1階トイレの一番奥に設置されており、車いすでの利用がしづらくなっています。また、オストメイトに対応したトイレブースは整備されていません。

一般のトイレの便房においては、洋式は各1カ所で他は和式となっており、来庁者や職員にとって利用しづらい状況です。

左:アコーディオンカーテンで仕切られた車いす利用者用トイレ

右:カーテンを閉めると向かいのトイレブースが利用できない状況

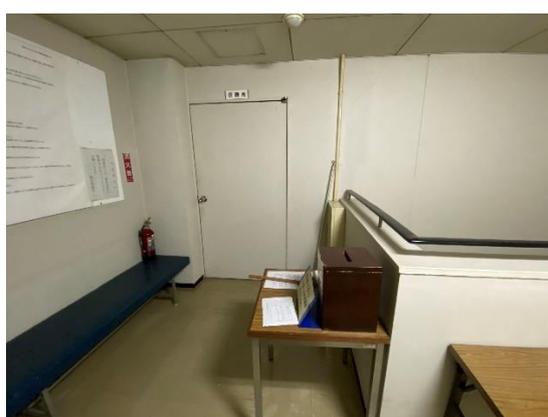


議場の傍聴席に至る経路においてはエレベーターの着床がなく、階段のみでのアクセスに限定されています。通路や待合スペースも狭く照明も暗いため閉鎖的な印象があります。

傍聴席に至る階段



傍聴席に至る通路・待合



³ 湿式：トイレの床が水洗に対応していること。

各部署の窓口においても通路幅の狭さや業務サポートスペースが来庁者動線と交錯する状況が見受けられます。

また天井には雨漏りのシミが残る箇所もあり、施設の老朽化の様子が随所で確認できます。

狭い窓口・通路空間



天井に残る雨漏りのシミ

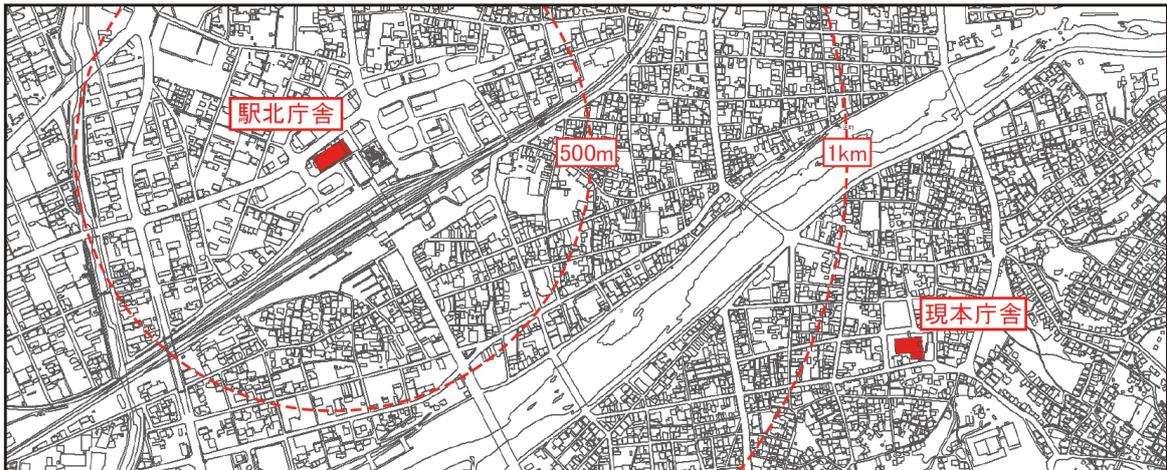


(3) 2庁舎体制の課題

前述(2)に記載した内容から、現本庁舎は、平成27年に供用開始した駅北庁舎と比べて利便性が低くなっています。

また、現本庁舎と駅北庁舎は直線距離で1km以上離れている(車で10分程度)ことから、市民サービスの向上を目指すワンストップサービスでの対応が困難な状況です。来庁者の中には、一方の庁舎のみでは用件が完了せず、もう一方の庁舎まで移動しなければならないという状況が発生しています。

新庁舎と駅北庁舎の位置関係



(4) 高度情報化への対応性能

現在の一般的な市庁舎においては、長期的にみた組織改編や短期的なレイアウト変更に対応するため、床下は配線の自由度が高いフリーアクセスフロア(二重床)となっています。これはICT化への対応やDXの推進において必要な設えです。

一方、現本庁舎では既往のフロアコンセント以外の配線は露出している状態であり、ICT化への対応に支障をきたす可能性があります。

露出配線のある窓口(赤枠内が露出した配線)



第2章 新庁舎建設の基本的な考え方

1 基本構想における新庁舎の考え方

令和5年度に、基本計画の基礎となる基本構想を策定しました。多治見市役所新庁舎検討市民委員会での複数回の議論とパブリック・コメントを踏まえ、現本庁舎建替えの基本的な方針と考え方を“基本理念”と“基本方針”及び“基本機能”として取りまとめています。ここではその概要を掲載します。

基本理念：住み続けるまちの行政サービス拠点

新庁舎と現在の駅北庁舎から構成される新しい庁舎体制は、いつまでも「住み続けたい・住み続けられる」まちとして、「市民が主役」のまちづくりを進めていくための行政サービス提供、政策実行の拠点となるものです。

基本方針1 行政サービスの中心としての庁舎

【市民サービス機能・窓口機能】

- ① 新庁舎・駅北庁舎の2棟で本庁舎とします。
- ② DXの推進に向け、ICTの導入や維持更新が容易な設備とし、必要なスペースを確保します。
- ③ 必要に応じ、現駅北庁舎における機能配置を再検討します。

【職員の生産性向上】

- ① 関連する部署が連携しやすい配置とすることで、政策の質と生産性の向上を図ります。
- ② 会議室を執務室として利用している事例等も踏まえ、臨時的・季節的業務の執務室や、用途に合わせた会議室を確保します。

基本方針2 災害対応の最重要拠点としての庁舎

【防災拠点機能】

- ① 発災時において、市民を守る防災拠点の司令塔としての機能を維持できる施設とします。
- ② 市民生活を支えるインフラ部門を始め市役所の機能を維持し、発災直後から復旧・復興まで対応できる施設とします。
- ③ 市の各機関のほか、国・県等の外部機関との連携を維持できる施設とします。

基本方針3 中心市街地における核としての庁舎

【駅周辺の核としての機能】

- ① 駅南から現駅北庁舎までの動線を意識した施設とします。
- ② 南北自由通路⁴を通じ、にぎわいを生み出す施設とします。
- ③ DXの推進（基本方針1）を受け、市内の各地域の利便性を維持・向上していく施設とします。
- ④ 鉄道、路線バス等の交通の結節点としての利点を活かし、多くの人々が利用しやすい施設とします。

基本方針4 虎渓用水広場と一体的なにぎわい創出

【にぎわい創出としての施設】

- ① 虎渓用水広場を新庁舎の前庭と位置付けます。
- ② 新庁舎低層階は、虎渓用水広場との一体的な空間となる設えとします。

基本方針5 庁舎の柔軟性と多目的利用

【執務効率の向上】

- ① 組織の改編などによる執務空間の変更に柔軟に対応できる施設とします。

【施設の多目的利用】

- ① 週休日等において、会議室等をイベントや市民交流の拠点として利用できる機能を整備します。

基本方針6 経済性に優れた庁舎

【経済性の向上】

- ① ランニングコストなどの維持経費の低減を図ります。
- ② 長期にわたって使用していくため、設備の更新などにも考慮した施設とします。

⁴ 南北自由通路：正式名称「都市計画自由通路多治見駅南北連絡線」（以下「南北自由通路」という。）

2 基本計画での新庁舎建設の考え方

基本構想を踏まえて、今後の基本設計・実施設計に向けた“整備の考え方”を取りまとめました。基本計画では、新庁舎の基本方針に対する整備の要点を“ポイント”として記載しています。

1 行政サービスの中心としての庁舎

新庁舎・現駅北庁舎の2棟で本庁舎とし、市民サービス・窓口機能の充実と職員の生産性向上を図ります。

- ポイント① **市民窓口を低層階に集約し、人にやさしいユニバーサルデザイン**された利用しやすい庁舎とします。
- ポイント② DXの推進に向け、ICTの導入や設備の維持更新が容易な**弾力的運用ができる庁舎**とします。
- ポイント③ 職員が働きやすく**活発にコミュニケーションができる施設**とし、政策の質と生産性の向上を図ります。

2 災害対応の最重要拠点としての庁舎

市民の安全・安心を支える庁舎として防災拠点に必要な機能を整備します。

- ポイント① 災害時に庁舎機能を維持できる躯体・設備の安全性を確保するため、**構造体「I類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」⁵**とし、災害時に庁舎が機能するBCPに対応できる施設とします。
- ポイント② 災害対策本部の運営・事務を円滑にするため、新庁舎に災害対策本部室及び関係部署の執務室を配置します。また、平時は会議室として利用できる設えとします。
- ポイント③ 多治見駅に隣接する立地特性を活かして低層部多目的空間を**一時的な避難所**に転換し、帰宅困難者の受け入れが可能な計画とします。

3 中心市街地における核としての庁舎

駅周辺施設と一体的な整備とし、駅周辺のにぎわいを生み出し、多くの人々が利用しやすい施設とします。

- ポイント① 南北自由通路と接続することで、誰もが円滑に往来できる計画とします。
- ポイント② 多治見市の顔となるタイルや美濃焼を用いた**多治見らしさ**を取り入れた施設とします。

⁵ 構造体「I類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」：官庁施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性に関する基本的事項を定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」にある耐震安全性の目標のこと。詳細は33頁参照。

4 虎溪用水広場と一体的なにぎわい創出

虎溪用水広場を新庁舎の前庭とし、多くの人々が利用するにぎわい空間とします。

ポイント① 虎溪用水広場と新庁舎は空間的、かつ機能的に一体利用できる計画とします。

5 庁舎の柔軟性と多目的利用

永く使い続けられる庁舎として柔軟性に富んだ空間とします。

ポイント① 執務空間の変更等柔軟に対応できる、ABW⁶を取り入れた計画とします。

ポイント② 多治見市役所新庁舎利活用市民会議（以下「利活用市民会議」という。）の意見を反映した低層部の多目的空間の市民利用の促進を図る計画とします。

6 経済性に優れた庁舎

財政負担とのバランスを考慮しつつ、環境性に配慮したシンプルかつ高機能で経済的な施設とします。

ポイント① ライフサイクルコストを低減した維持管理しやすい合理的な庁舎計画とします。

ポイント② 環境に配慮した庁舎としZEB Ready⁷相当の性能を目指します。

⁶ ABW：アクティビティ・ベースド・ワーキング。業務内容に合わせて最適な場を自由に選択しながら働くという考え方で、多くの民間企業で導入されており、近年では新たに導入する自治体も増えています。ICTの進展、パソコンの無線化等により自席に縛られず、業務内容に合わせて働く場所が選択でき、業務の効率化や、市民や事業者の皆様とコミュニケーションをとりながら様々な課題に取り組むことが可能となります。詳細は 38 頁参照。

⁷ ZEB Ready：再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物のこと。詳細は 41 頁参照。

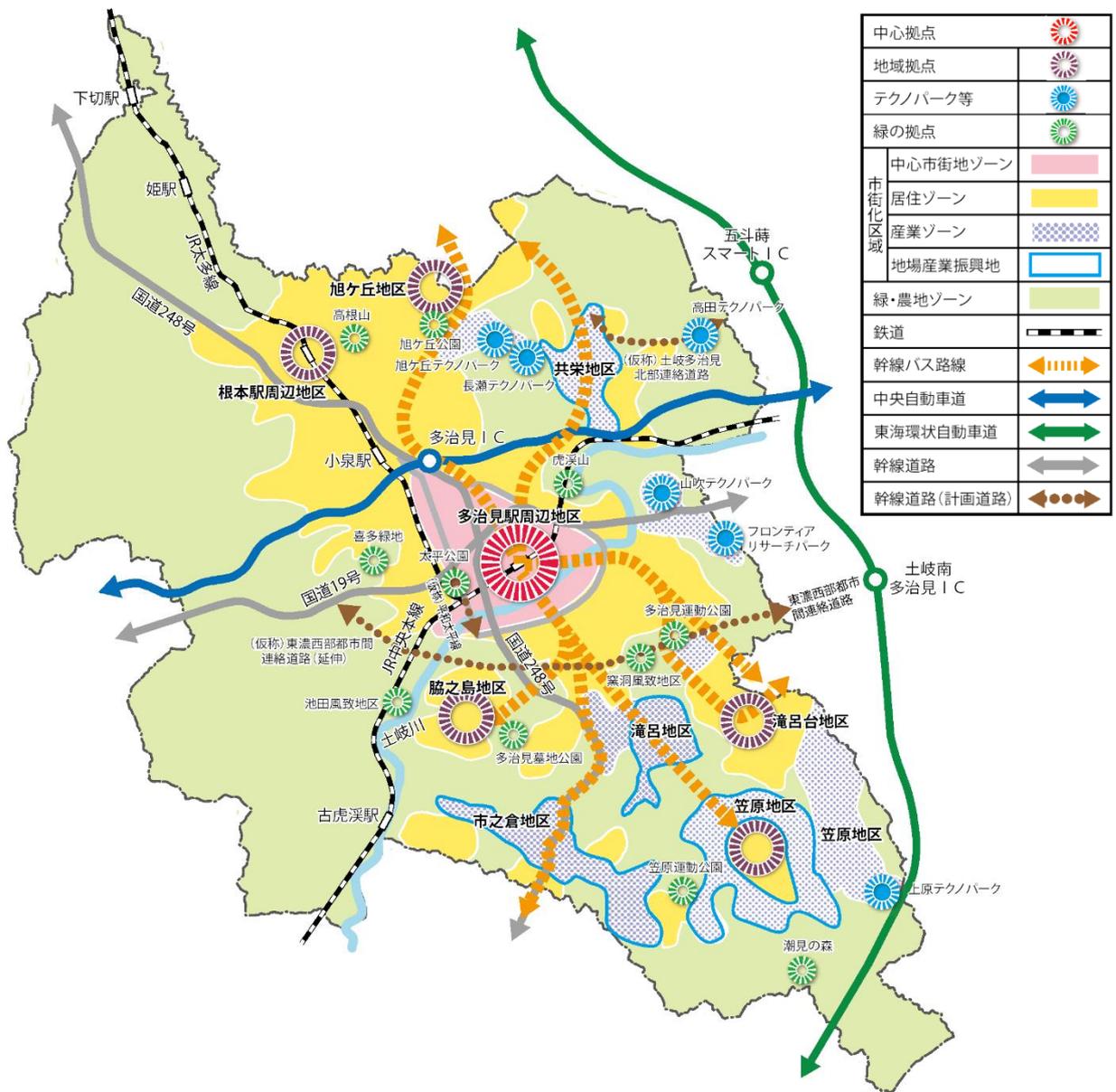
第3章 敷地の利用方針

新庁舎建設地（以下「建設地」という。）を広域・中域・狭域の視点で整理し、敷地の利用方針を示します。

1 敷地条件の整理

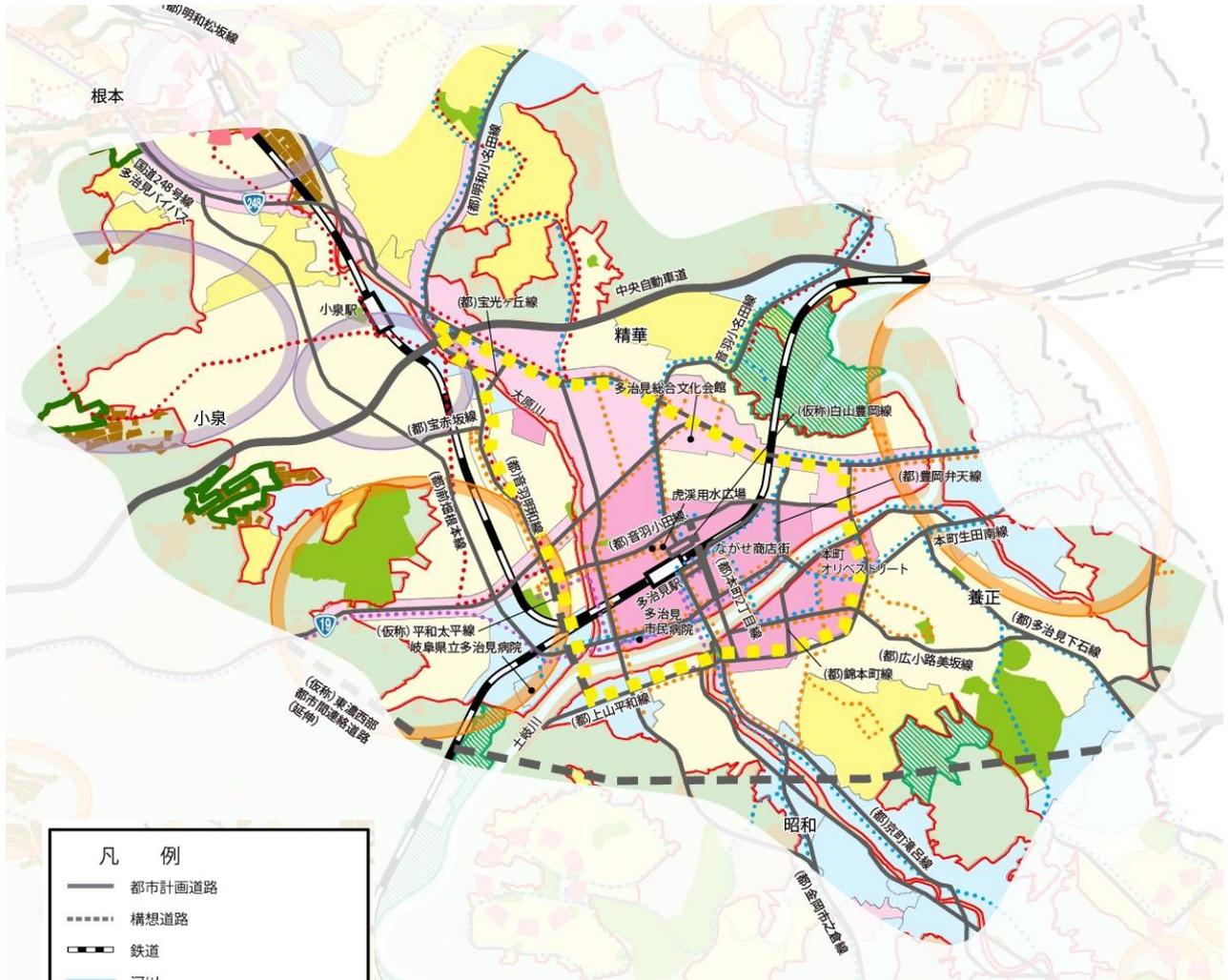
(1) 広域的に見た敷地の状況

第3次多治見市都市計画マスタープラン（令和3年3月）では、多治見駅を中心とした周辺地域一帯を“中心市街地ゾーン”とし、まちづくり重点課題として“ネットワーク型コンパクトシティの形成”や“中心市街地の再生・活性化”を掲げています。



出典：第3次多治見市都市計画マスタープラン概要版

また、エリア区分においては“中央部市街地エリア”とし、「多くの人が集い楽しむまちづくり」をテーマとしたまちづくりを推進することとしています。



凡 例	
—	都市計画道路
- - - -	構想道路
—+—+—+—	鉄道
—	河川
■	山林
■	農地
■	風致地区
■	公園緑地
■	郊外住宅地
■	一般住宅地
■	中心商業地
■	沿道商業地
■	産業振興地
■	市街化区域
■	開発許可基準条例区域
■	その他(採石場、ゴルフ場等)
■	内環状道路
●●●●	路線バス
●●●●	ききょうバス
●●●●	自主運行バス
●●●●	バスタク(区域運行)
○	地域あいのリタクシー導入地区
○	地域あいのリタクシー導入促進地区

出典: 第3次多治見市都市計画マスタープラン概要版

(2) 中域的に見た敷地の状況

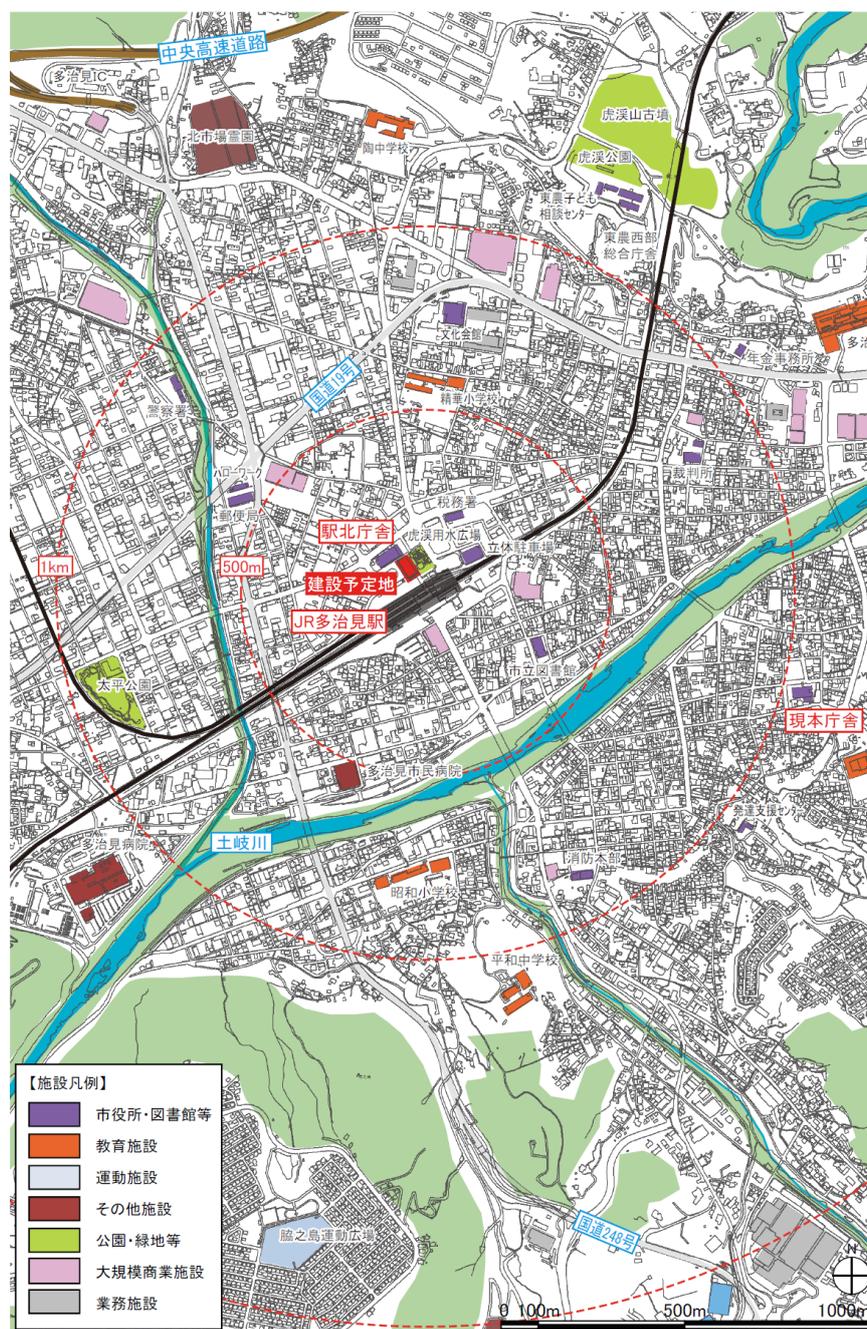
敷地から1kmの範囲の立地的特性をまとめます。

駅北庁舎、税務署、文化会館及び図書館等の行政・文教施設が、多治見駅を中心とした半径1km未満に立地しているのに対し、現本庁舎は駅から南西方向へ1km超離れた立地となっています。

本市の中心部を東西に通る国道19号、南北に通る国道248号は、交通量が多く市内の主要道路となっており大型の商業施設はこれらの国道沿いに立地しています。また、駅から2km程度の位置には中央自動車道多治見インターチェンジがあります。

野球場や運動広場等のスポーツ施設は、多治見駅から南東部に集約されています。

以下に中域図を示します。



(3) 狭域的に見た敷地の状況

建設地の周囲には、北側に駅北庁舎、南側にJR多治見駅（以下「多治見駅」という。）、東側に虎溪用水広場、西側に市道が隣接しています。多治見駅と虎溪用水広場に隣接していることから、多くの市民や来街者が訪れやすい立地といえます。

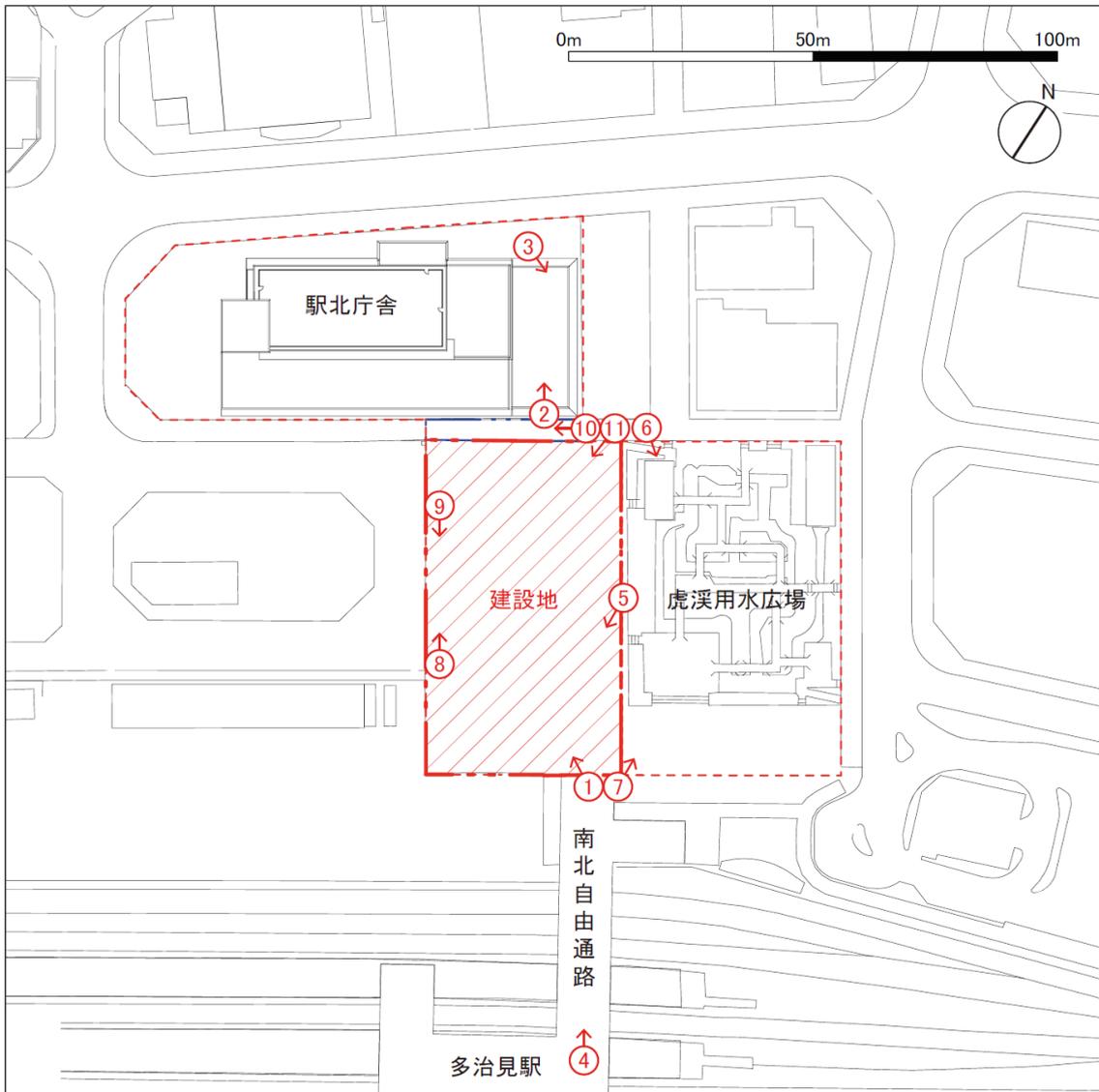
建設地の面積は約3,000㎡、駅北庁舎や虎溪用水広場を含めたエリアは約9,500㎡となります。

下表に建設地の概要を示します。

建設地概要

項目	内容
所在地	多治見市音羽町1丁目277番地 他2筆
建設地	約3,000㎡
建ぺい率	80%
容積率	400%
区域区分	都市計画区域内 市街化区域
用途地域	商業地域
防火地域	指定なし（建築基準法22条区域に該当）
地区	特別工業地区1種 駐車場整備地区 多治見駅周辺都市整備将来構想都市整備対象区域 多治見駅北地区地区計画 多治見市バリアフリー基本構想 重点整備地区
周辺道路及び施設	建設地西側：市道211934線（幅員10.5m） 建設地北側：市道211940線（幅員4.5m） 建設地・虎溪用水広場南側：多治見駅北駅前広場 虎溪用水広場東側：市道212906線（幅員19m） 駅北庁舎北側：市道215000線（幅員19m） 駅北庁舎南側：市道211934線（幅員15m）
隣地	建設地南側：JR貨物
日影規制	指定なし
道路斜線	∠1：1.5、適用距離20m
隣地斜線	∠1：2.5、立上り31m

建設地位置図



上図内の番号は次頁以降の写真番号を示します。

【建設地】

写真奥が駅北庁舎、右手が虎溪用水広場。建設地内には、駅から駅北庁舎までの歩行者が雨をしのぐことができるよう庇が設けられています。

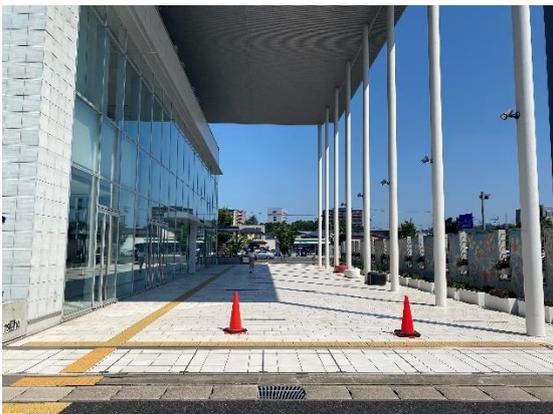
建設地の様子(写真①)



【建設地 北側】

駅北庁舎の大庇のある屋外広場にはベンチが設置されています。隣地境界に沿って設置された壁面の装飾には、多治見の代表的な地場産品であるタイルが用いられています。

隣接する駅北庁舎屋外広場の様子(写真②)



ベンチを利用する市民の様子(写真③)



【建設地 南側】

高架化されている南北自由通路の北端の一部（屋外部分と階段）は、建設地内に仮設通路として設けられており、新庁舎の整備にあたってはその取扱いを再検討する必要があります。本市が所有・管理しています。

南北自由通路内の様子(写真④)



建設地内の建築物(写真⑤)

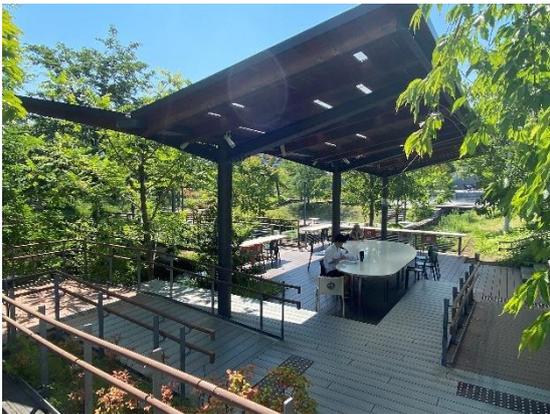


【建設地 東側】

虎溪用水広場は、多治見駅北側に水と緑の豊かな空間を形成しており、特筆すべき良好な環境といえます。本市が所有・管理しています。

左: 広場内に設置されている“あずまや”は、多くの市民の憩いの場となっている(写真⑥)

右: 虎溪用水広場の全景。噴水のあるイベント広場が子どもたちの親水空間となっている(写真⑦)



【建設地 西側】

建設地西側は、市道211934線によって時計回りに道路が形成されています。建設地内には駅北庁舎に至る通路とバス停が設置されているほか、一般車の乗降場的な役割を果たしています。幅3m程度はアスファルトで舗装されており、南北自由通路の北端に設けられているエレベーターから駅北庁舎入口まで点字ブロックが敷設されています。

西側道路に沿って建設地内に設けられた庇とバス停(写真⑧⑨)



【その他道路等】

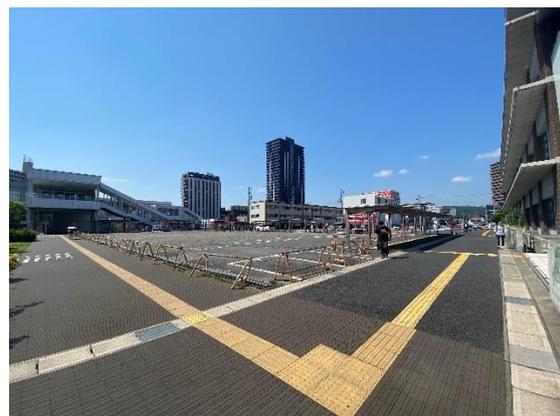
駅北庁舎と建設地の間には、市道211940線が敷設されており、歩行者専用道となっています。地表から約1.2m程度の位置に雨水用の暗渠が埋設されています。

虎溪用水広場沿いの幅約8m程度は平板ブロックで舗装されており、南北自由通路北端に設けられているエレベーターから駅北庁舎入口まで点字ブロックが敷設されています。

市道211940線を東から西へ見る(写真⑩)



建設地北東の角から敷地を見る(写真⑪)



(4)ハザードマップ等の確認

建設地は市内13校区のうち、精華小学校区に該当しています。当該校区の各種ハザードマップ等の状況を整理します。

【地震時震度】

「揺れやすさマップ（最大震度分布）【精華小学校区】／多治見市」において、建設地周辺一帯に震度6弱が想定されています。新庁舎の構造計画では、構造躯体等において損傷せず庁舎機能が継続できるよう検討が求められます。

【内水氾濫】

「内水ハザードマップ／多治見市」において、建設地に0.2m未満の内水氾濫が想定されています。内水氾濫は、雨量が排水用の水路等の容量を超えて溢れ出して起こるため、周辺の排水設備の性能によるところが大きいです。1階レベルのかさ上げや止水板の設置等の対応の検討が必要です。

【土砂災害・洪水(L1:過去最大規模)】

「土砂災害・洪水ハザードマップ L1／多治見市」において、建設地の一部に最大0.5mの浸水が想定されています。L1は発生頻度：100年に1回程度、降雨条件：庄内川流域の24時間総雨量305mmを想定したものです。当該想定に対しても1階レベルのかさ上げや止水板の設置等の検討が必要です。

【地質の確認】

駅北庁舎の実施設計時の地質調査に基づく地盤概要は下記の通りです。建設地の地質においても類似の地質であることが予測されます。

- ・自然地下水位TP+92.2m付近（駅北庁舎1階床レベル-3.1m）
- ・建築基準法施行令上の地盤種別「第2種地盤」
- ・「建築基礎構造設計指針（日本建築学会2001年）」にもとづく液状化判定での液状化可能性は低い

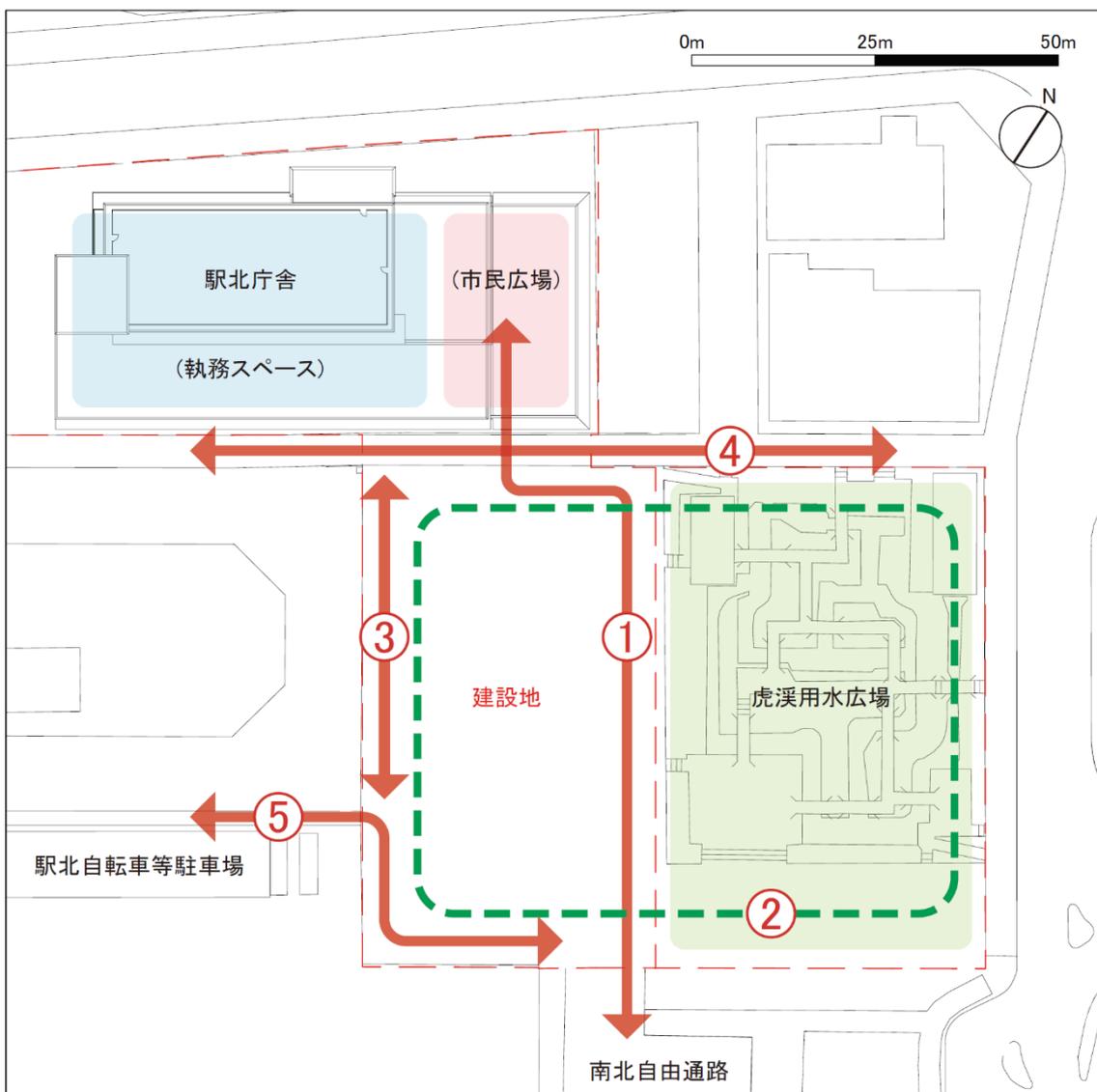
2 建物の配置及び動線の考え方

(1) 建物周辺の動線

基本構想や現状の周辺敷地の土地利用、歩行者等の動線、新庁舎に期待される周辺施設との一体利用を踏まえ、新庁舎の配置計画において留意すべき点を示します。

- ① 南北自由通路から駅北庁舎への動線(接続通路)
- ② 虎溪用水広場との一体性の確保
- ③ 西側道路沿いの歩行者動線
- ④ 市道211940線の機能維持
- ⑤ 多治見駅と多治見駅北自転車等駐車場(建設地西側に立地)間の歩行者動線

配慮すべき動線等



(2)セキュリティライン

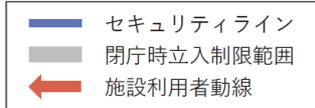
開庁時、閉庁時のおおまかなセキュリティラインの考え方を示します。

開庁時は、原則全フロアに来庁者が立ち入れる方針とします。諸室の細かな施錠管理は今後検討を行うものとしします。

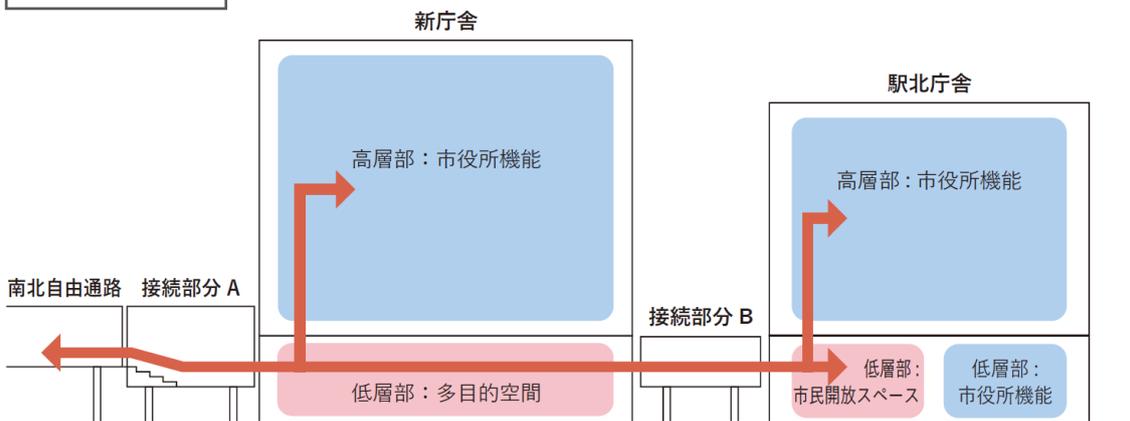
閉庁時においては、低層部（1・2階）の多目的空間と接続通路及び駅北庁舎の市民開放スペースをセキュリティラインの外に計画し、市民活動の場としてより柔軟に利用できる運用を検討していきます。

セキュリティラインの考え方

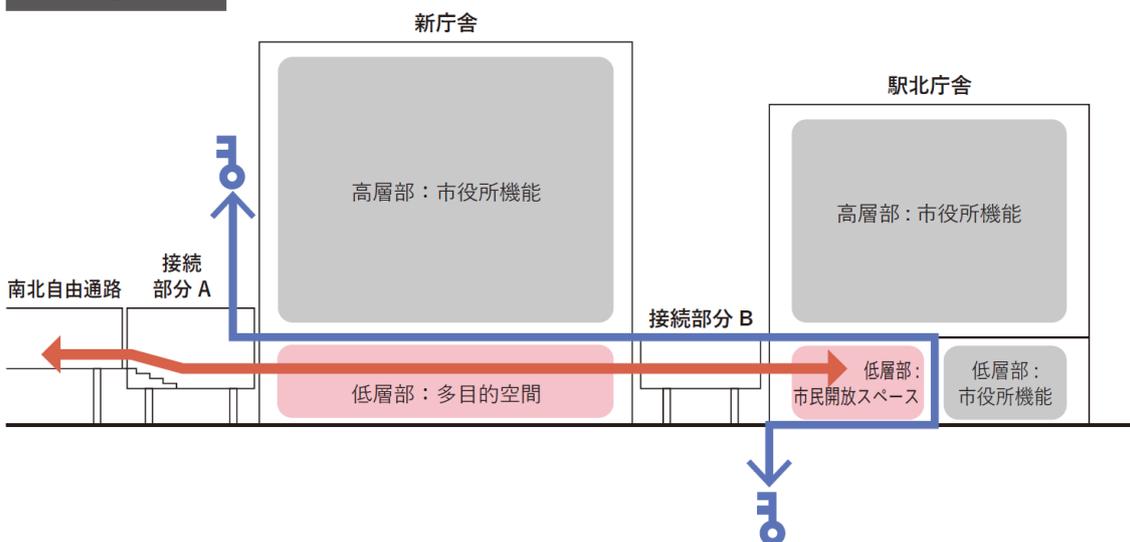
〈凡例〉



開庁時断面イメージ



閉庁時断面イメージ



3 既存施設との連携

建設地に隣接する、駅北庁舎、南北自由通路、虎溪用水広場との連携についての方針を整理します。

多治見駅から駅北庁舎へ至る経路を設けることで、虎溪用水広場と立体的に一体となった空間利用を図ります。

(1) 駅北庁舎との連携

駅北庁舎との連携は、来庁者及び職員の利便性向上や市役所業務の効率化にとって重要です。2棟を接続通路で物理的に接続することで、来庁者等の往来や物品の移動を円滑に行うことができ、市民サービスの提供や会議室等の利用をより効率化できます。

接続通路新設工事による駅北庁舎の改修工事や市役所業務への影響を抑えるため、接続箇所は執務スペースを避けた2階の多目的スペースとします。

また、新庁舎建設後には2棟で本庁舎となることから、利活用市民会議では新庁舎低層部(1・2階)の多目的空間、駅北庁舎のギャラリースペース及び屋外広場の一体的利用を求める意見がありました。そこで、市道211940線を一部廃止して、市民が柔軟に活用できるよう駅北庁舎と建設地との間の東西交通の確保、南北動線の充実を図りつつ、周辺敷地の一体利用を目指します。利便性の向上及びにぎわい創出の実現に向けて引き続き検討を行うこととします。

(2) 南北自由通路との連携

多治見駅を利用する来庁者の利便性を向上するため、南北自由通路と新庁舎は接続通路で物理的に接続します。

南北自由通路2階と駅北庁舎2階の階高は2.4m程度の差がありますが、新庁舎と駅北庁舎の連携を優先し、接続通路の階高は駅北庁舎に揃えるものとします。この段差を解消する階段・エレベーターは南北自由通路との接続部付近に設けます。新庁舎2階と駅北庁舎2階は段差のないバリアフリー動線を確保した接続通路とします。

(3) 虎溪用水広場との連携

市民にとって日常的な憩いの場であり、多彩なイベントが開催される虎溪用水広場との連携は、多世代交流を促進しにぎわいを創出するために重要な要素です。広場と庁舎の一体的利用を図るため、新庁舎低層部は虎溪用水広場に対して開放的な空間として設えることとします。

4 駐車場・駐輪場

新庁舎への主なアクセス手段として、自動車・自転車・公共交通機関が考えられます。

公共交通機関による多治見駅からのアクセスは接続通路を利用するものですが、主要なアクセス手段となる自動車や自転車利用者のため、駐車場・駐輪場について整備方針を整理します。

(1) 駐車場について

敷地は「多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（以下「附置義務条例」という。）」の駐車場整備地区に該当していることから、条例に基づいた駐車台数の整備が必要です。附置義務条例では、建築物の用途ごとに単位面積あたりに必要な駐車台数を定めています。

用途と最終的な必要整備台数は設計時の確認を要しますが、本計画においては用途：事務所とし、①新庁舎を単独敷地にて整備した場合（延床面積約8,500㎡）及び②新庁舎と駅北庁舎・虎溪用水広場を一体敷地として整備した場合（延床面積約16,234㎡）の2パターンを整理しました。

①新庁舎を単独敷地で整備した場合

項目	必要台数	車室サイズ	備考
一般車用	28台	W2.5m×L5.0m	隔地駐車場での確保が必要
大型車用	12台	W2.5m×L6.0m	
車いす利用者用	1台	W3.5m×L6.0m	
荷さばき用	2台	W3.0m×L7.7m	
計	43台		

②新庁舎と駅北庁舎・虎溪用水広場を一体敷地として整備した場合

項目	必要台数	車室サイズ	備考
一般車用	47台	W2.5m×L5.0m	隔地駐車場での確保が必要
大型車用	21台	W2.5m×L6.0m	駅北庁舎と虎溪用水広場の既存駐車場の整備済み台数を含め整理が必要
車いす利用者用	1台	W3.5m×L6.0m	
荷さばき用	3台	W3.0m×L7.7m	
計	72台		

なお、限られた敷地の有効利用を図るため、附置義務条例において不足する駐車場は敷地外に隔地駐車場として確保する方針とします。一方で、来庁者等の利便性向上の観点から、建設地内には車いす利用者用駐車場1台と車寄せを設ける方針とします。

(2) 駐輪場について

駐輪場に関しては以下の観点から本事業では設けず、新庁舎の供用開始後に施設の利用状況を把握したうえで順次整備することとします。

- ・ 駅北庁舎に30台分の駐輪場が整備されているが、利用率が低い。
- ・ 新庁舎1階への導入機能によって自転車利用者数変動する。
- ・ 近接する多治見駅北自転車等駐車場（民間運営）とのすみ分けが必要。
- ・ 整備台数の基準となる附置義務条例等がない。

今後、駐輪場整備の必要性が生じた場合には、例えば、駅北庁舎の既存駐輪場のサイクルラックの改修等により駐輪台数を増やすことが考えられます。

また、新たに駐輪場を設ける場合は、可能な限り歩行者と自転車が交錯することがない場所に配置することが望ましいと考えられます。

第4章 新庁舎の規模、機能等

新庁舎の規模や求められる機能、階の構成等についての方針を示します。

1 新庁舎の規模・階構成

令和5年度に実施した現本庁舎のオフィス環境調査の報告結果を参照するとともに、今後の部課配置の改編や災害対策諸室の配置、文書保存方針等を整理しながら検討を行いました。

(1)職員数

駅北庁舎の一部を執務スペースとして改修することを見据えて、新庁舎に入居する職員数を245人（令和5年10月1日時点）としました。執務スペースはオフィス環境調査報告の考え方をベースに約2,100㎡とします。

(2)市議会関連諸室

利用人数については、現状と同じ議員定数21人、執行部17人、議会事務局7人とします。

関連諸室の規模に関しては、市議会において諸室を兼用・削減する等、諸室の合理化・施設規模のコンパクト化に寄与する検討が行われました。議場は全員協議会室を兼ね、委員会室は1室に集約する方針とします。

傍聴席は近年の市庁舎事例を参照し、議員定数の2倍程度の座席数となる約40席を整備することとし、議会関連諸室は合計で約800㎡とします。

(3)多目的空間

多目的空間については、隣接する虎渓用水広場と新庁舎低層部の一体的な利用を念頭に置き、新庁舎1階で約680㎡とします。

多世代交流の場とすることを念頭に、利活用市民会議などにおいて具体的な利用方法を検討していきます。

以上を踏まえ、新庁舎の想定規模は約8,500㎡と設定します。具体的な諸室や面積の設定は、基本設計にて継続検討を行うものとします。

新庁舎延床面積 約8,500㎡

新庁舎面積の区分と内訳の想定

区分	区分解説	面積
執務室	執務スペース、窓口スペース	2,550㎡
執務室（特有諸室）	相談室、積算室 等	450㎡
会議室	共用会議室	500㎡
福利厚生	更衣室、休憩室 等	230㎡
書庫・物品庫	有期保存文書書庫 等	740㎡
共用部	廊下、エレベーター、階段、トイレ 等	2,550㎡
市議会関連諸室	議場、委員会室、議員控室 等	800㎡
小 計（※）		7,820㎡
市民交流スペース	多目的空間	680㎡
合 計		8,500㎡

（※）市議会関連諸室を除く新庁舎延床面積 7,020㎡

参考：国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による算定面積 7,186.12 ㎡
 ※職員数 245 人（令和 5 年 10 月 1 日時点）
 ※市議会関連諸室及び市民交流スペースは含まない

新庁舎に整備する多目的空間と、駅北庁舎に既に整備されているギャラリースペースなどの市民開放スペースの一体的かつ積極的な利用を促進し交流の場とするため、多目的空間は低層部に設けます。

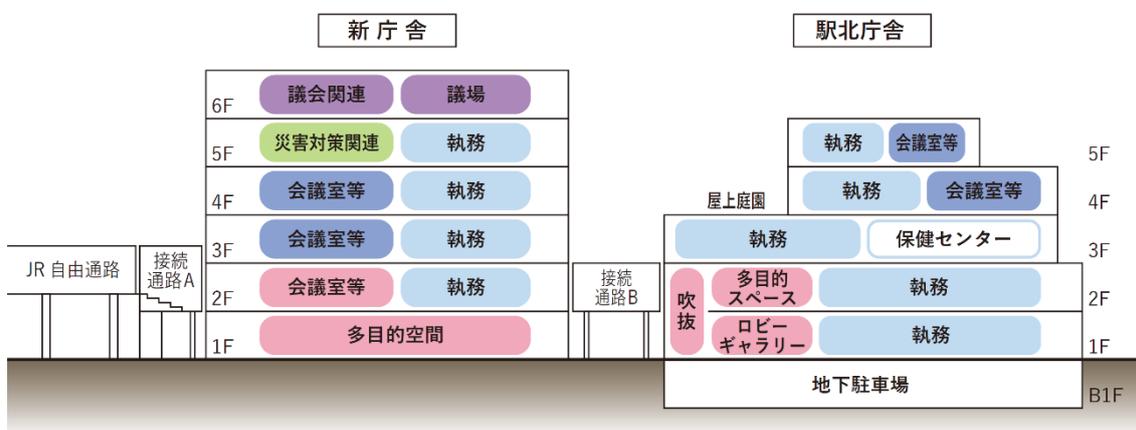
一方で、災害時の最重要拠点としての機能を維持するための災害対策関連及び議会関連の諸室は上層階に設け、中間階に一般の執務スペースを配置します。

下図に新庁舎の階構成のイメージを示します。

新庁舎の階構成のイメージ

凡例

議会関連エリア	会議室、書庫・物品庫、福利厚生、管理諸室等
災害対応関連エリア	市民開放スペース
執務スペース	



新庁舎

階数	部署名等
6階	議場・議会事務局
5階	企画部
4階	総務部、都市計画部
3階	建設部
2階	水道部、環境文化部、 多目的空間
1階	多目的空間

駅北庁舎

階数	部署名等
5階	デジタル推進課
4階	経済部
3階	子ども支援課、教育委員会、 保健センター
2階	福祉課、高齢福祉課、税務課、 多目的スペース
1階	市民課、保険年金課、 ロビー、ギャラリー

2 導入機能

新庁舎への導入機能は大きく①窓口機能／②執務機能／③議会機能／④防災機能／⑤市民交流機能の5つに分けることができます。

(1) 窓口機能

一般的に多くの窓口部門が必要となる住民系・税務系の部署は、駅北庁舎の1・2階に配置されており継続運用します。現本庁舎にある部署のうち市民利用の多い部署を新庁舎2階に配置する方針とします。

各課の窓口においては、カウンターとテーブルを併設するとともに、分かりやすい案内サインを設けるなど、初めての来庁者でも利用しやすい計画とします。また、取り扱う業務の特性によって来庁者のプライバシーへの配慮が必要な場合には、相談室やブースを導入します。

比較的窓口業務の少ない課においても、ゆとりのある通路空間を確保し来庁者が利用できるベンチを併設します。

来庁者プライバシーに配慮したブース式の窓口



県内庁舎事例

ゆとりのある通路空間に併設された来庁者用のベンチ



県内庁舎事例

(2) 執務機能

執務機能は、業務を行う執務スペースと業務をサポートするスペース（サポートゾーン／OA機器コーナー・会議室・打合せゾーン等を示す。以下「サポートゾーン」という。）に分けられます。

執務スペースは、職員の執務環境を向上させるため自然採光や自然換気が可能な計画とします。運用中に生じる組織改編への柔軟性を高めるとともに、職員同士のコミュニケーションを促進するため、原則として部署間に間仕切壁は設けず、まとまった執務スペースを確保します。床下はフリーアクセスフロアとすることで短期的なレイアウト変更に対応します。

サポートゾーンのうち会議室は、駅北庁舎に整備されている面積とのバランスに配慮しながら、臨時的・季節的な業務において執務スペースとしても利用できる面積・設えとします。

大会議室を設ける場合には利用頻度の低下を防ぐため移動間仕切で区切ることができる設えとし、日常的に利用しやすい計画とします。

打合せスペースは執務スペースに近接する配置とし、日常的な職員同士の打合せが円滑に行えるよう配慮します。

部署によってはWebによる研修や集中した作業が生じることから、必要に応じて個別ブースを導入します。

また、執務機能全般において今後の高度情報化に対応するための設備の維持更新が容易な計画とします。

(3) 議会機能

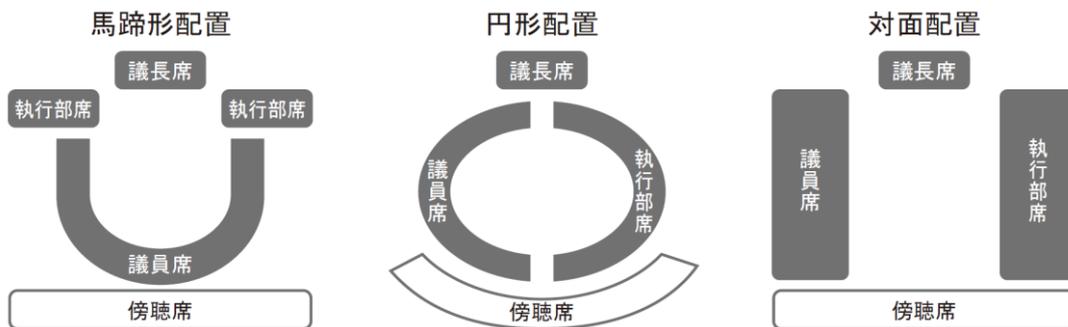
議会フロアについては、市議会から提出された「新庁舎における議会フロアの在り方について【報告書】」の“議会フロアの考え方”及び“議会関係設備について”を踏まえるものとします。

また、“市民に開かれた議会”を目指し、市民が訪れやすい・傍聴しやすい議場とするため障がい者や子ども連れの利用者に配慮するとともに、市民へ広く情報公開・発信するためインターネット中継を行います。

今後の議会への幅広い人財の参画やDXの推進を念頭に、議会のペーパーレス化やオンライン議会が可能な設備を検討します。

議場と全員協議会室を兼ねることから、議会利用時に議員と執行部が議論しやすいことに加えて、全員協議会時に議員同士が顔を見ながら対話できるよう、議員席は馬蹄形配置を基本に検討します。また、将来の議席数・執行部席数の変動に対応できる設えとします。

議場レイアウトパターンの例



(4)防災機能

新庁舎建設により災害対策を担う指揮・調整機能を新庁舎に集約して配置することが可能になり、災害対応の最重要拠点としての機能性の向上が実現します。

近年激甚化する様々な災害や今後予測される大地震に対応し、確実に施設機能を維持するため「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における耐震安全性能は構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類とします。

官庁施設に求められる耐震性能／耐震安全性能の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

官庁施設に求められる耐震性能／耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：国土交通省中部地方整備局HP

建設地は洪水ハザードマップ(L1)で最大0.5mの浸水が想定されています。この想定に対しては1階床高さの設定や止水板等の浸水対策措置が必要となります。

災害対策本部室及び関係部署の執務室、施設の機能維持を担う重要設備機器は、浸水リスクの低い新庁舎上層階に配置します。

また、本市の災害時業務継続計画(BCP)に対応できる電気・給排水・通信等の設備を備えることとし、多治見駅に隣接する立地特性を活かして低層階を帰宅困難者の一時的な避難スペースとして開放することを検討し、職員・市民の双方が災害時に安心して利用できる堅牢な新庁舎計画とします。

(5) 市民交流機能

建設地が1日2万人以上の乗降客数を有する多治見駅と、通年で多彩なイベントが開催されている虎溪用水広場に隣接する立地であることを活かして、市民開放スペースを多世代交流による市民活動の活性化・にぎわい創出の拠点とするため、多目的空間を1階に設けます。

虎溪用水広場に対して開放的な設えとすることを前提とし、子育て支援機能や飲食コーナー、コワーキングスペース、情報コーナー等の導入を検討し、気軽に訪れることのできる空間とします。

特に子育て支援関連の機能に対しては、利活用市民会議において、にぎわい創出と子育て支援の両面での発展性に期待する意見もありました。

具体的な使い方は、利活用市民会議等の市民意見を踏まえながら基本設計にて決定します。

市民開放スペース内に配置されたピアノの演奏を楽しむ来庁者



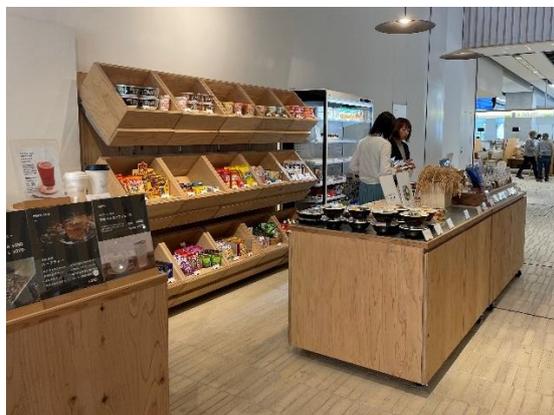
県内庁舎事例

眺めの良いコワーキングスペース



近隣自治体事例

お弁当や地域の特産品を取り扱う売店



近隣自治体事例

3 基本レイアウト

(1) 基準階・執務スペースの考え方

庁舎の一般的な基準階のコア(階段・エレベーターの縦動線やトイレ・PS等の設備的要素を集約させたまとまり)のパターンを示します。

コアの配置パターンにはセンターコア、両端コア、偏心コア等がありますが、建設地の形状と既存施設からの接続と移動の利便性を踏まえた検討が必要です。

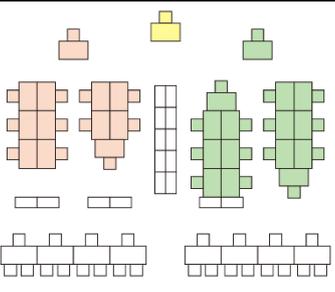
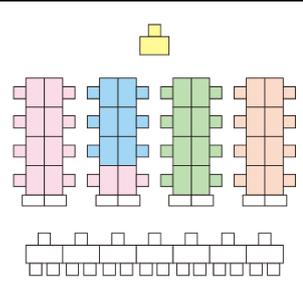
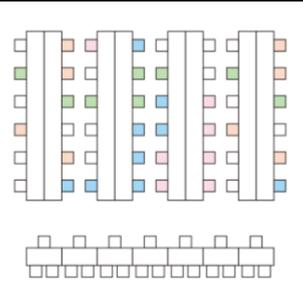
一般的なコアの配置パターン

項目	パターンの例		
コアの型	センターコア	両端コア	偏心コア
模式図			
基準階規模	大規模 (1,500~4,000㎡)	中規模 (1,000~1,500㎡)	中規模 (1,000~1,500㎡)
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・構造バランスがとりやすい。 ・執務室の柔軟性や面積効率が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両側採光の大空間が確保できる。 ・二方向避難において有利である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積があまり大きくない場合は有利である。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・二方向避難計画に留意が必要。 ・コア(避難経路)への給排気経路が複雑。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コアの間隔が大きい場合には中央部への耐震性の留意が必要。 ・基準階が広い場合には日常動線が長くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造バランスへの留意が必要。 ・二方向避難計画に留意が必要。

執務スペースの一般的な奥行きは、片側採光の場合10~15m前後です。事務機のレイアウトは大きく3パターン(島型対向式/ユニバーサル/フリーアドレス)に分けられますが、それぞれ長所・短所があるため長期的にみた市庁舎の運用方針を踏まえてレイアウトを決定する必要があります。

現本庁舎では島型対向式のレイアウトが採用されていますが、スペースの効率化や小スペース化の観点からはユニバーサルレイアウトやフリーアドレスが有効です。什器レイアウトについては、今後予定されているオフィス環境設計業務にて具体化されますが、どのような什器レイアウトにも柔軟に対応できる執務スペースの計画が求められます。

執務スペースの什器レイアウトのパターン

	島型対向式レイアウト	ユニバーサルレイアウト	フリーアドレスレイアウト
模式図			
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・組織単位での連携が図りやすい。 ・組織単位での書類、備品管理がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編に対する柔軟性がある。 ・人員増減に対する什器や配線等の変更を低減できる。 ・部署間連携がしやすい。 ・動線の明確化、簡素化が可能。 ・執務スペースのコンパクト化が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編に対する柔軟性がある。 ・人員増減に対する什器や配線等の変更を低減できる。 ・部署に捕らわれない幅広い連携がしやすい。 ・動線の明確化、簡素化が可能。 ・執務スペースのコンパクト化が図れる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編時の什器レイアウト変更時に都度配線等の更新が必要。 ・人員増減による余剰空間が生じやすい。 ・レイアウト変更により適切な通路幅が維持されにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・什器タイプの統一によるイニシャルコストが増加。 ・供用開始時の書類、備品管理の簡素化・統一化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織単位での連携が図りにくい。 ・什器タイプの統一によるイニシャルコストが増加。 ・供用開始時の書類、備品管理の簡素化・統一化が必要。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースの奥行きが浅くても配置可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースに奥行きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースの奥行きにかかわらず適用できる。

(2)新しい働き方の導入について

市庁舎のオフィス機能については、「A B W (アクティビティ・ベースド・ワーキング)」の考え方に基づいた新しい働き方の導入を検討します。

新しい働き方の導入については、若手職員のワークショップを開催し下記のとおりコンセプトを取りまとめました。今後は、このコンセプトを基にレイアウトの検討等を行い、新しい働き方に対応したオフィス環境を構築していきます。

ワークスタイルコンセプト

「壊せ壁！ 作れメリハリ！ 開け未来！」

コンセプトが意味する新しい働き方の方針を示します。

壊 せ 壁 ！ … 所属・役職にとらわれず合意形成ができる（心理的・物理的な壁がない）
作れメリハリ！ … 業務内容にあわせて働く場所（集中ブース、Web会議ブース等）を選択
できる

開 け 未 来 ！ … 実現するため職員全員で未来への扉を開く

第1回若手職員ワークショップの様子



第2回若手職員ワークショップの様子



4 構造計画

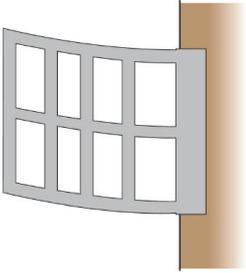
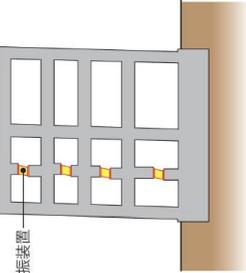
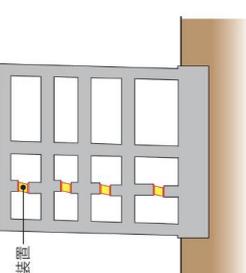
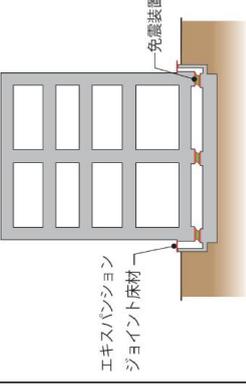
前述の通り、大地震に対して施設機能を維持し、発災直後から復旧・復興活動が可能な庁舎とするため、構造体の耐震安全性能はⅠ類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準／重要度係数1.5）の機能を確保します。

具体的な構造形式は、1階の接地性が重要となる虎渓用水広場との一体性や建設地西側の歩行者動線への配慮、さらには2階接続通路の接続性や工事費を踏まえて、基本設計において検討・決定します。

また、建物の環境負荷低減の観点から長寿命化を図り、階高や床荷重においては将来的な変更に対応できる余裕のある計画とし、耐久性に優れたものとします。

次頁に構造安全性能Ⅰ類となる構造形式の種類・イメージ図を示します。

構造安全性能Ⅰ類における構造形式比較

構造形式	耐震構造 (Ⅰ類)	付加制振構造 (Ⅰ類)	制振構造 (Ⅰ類)	免震構造 (Ⅰ類)
イメージ図				
大地震時の耐震性能	<ul style="list-style-type: none"> 大地震時は柱、梁が損傷してしまう可能性がある。ただし、重要度係数1.5にて設計するため、通常の耐震構造よりも損傷の度合いは少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 制振装置が地震のエネルギーを吸収することにより、層間変形角や加速度を抑制することができる。 大地震時に主要構造部材の損傷を低減することができる。 <p>※耐震構造(重要度係数=1.5に対して、制振装置を付加するので耐震構造+αの性能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制振装置が地震のエネルギーを吸収することにより、層間変形角や加速度を抑制することができる。 大地震時に主要構造部材の損傷を低減することができる。 <p>※付加制震構造と異なる点として、免震構造と同様に性能評価および大臣認定を取得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 免震層より上階は免震効果により、層間変形角や加速度を抑制できる。 大地震時においても、制震構造に比べて、建物の揺れを低減することができる。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 最も安価 (標準) 	<ul style="list-style-type: none"> やや高い 	<ul style="list-style-type: none"> やや高い 	<ul style="list-style-type: none"> 高い
工期	<ul style="list-style-type: none"> 標準 	<ul style="list-style-type: none"> 標準 	<ul style="list-style-type: none"> 標準 	<ul style="list-style-type: none"> 標準工期に加えて長い(免震層の構築、免震装置の配置、地下掘削)
設計工期	<ul style="list-style-type: none"> 標準 <p>※耐震構造に付加的に制振装置を付ける構造となるため、耐震構造と同様の設計ルートとすることができ、(確認申請+適合性判定)にて申請することが可能。</p> <p>※地震動に対しては評価は受けませんが、検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準 <p>※耐震構造に付加的に制振装置を付けて、性能評価および大臣認定の取得のための時間を要す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準 <p>※耐震構造に付加的に制振装置を付けて、性能評価および大臣認定の取得のための時間を要す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準工期に加えて長い(免震層の構築、免震装置の配置、地下掘削) 標準設計期間に加えて、性能評価および大臣認定の取得のための時間を要す。
接続通路ABとの接続性	<ul style="list-style-type: none"> 耐震構造の接続通路に対して接続が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震構造の接続通路に対して接続が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震構造の接続通路に対して接続が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震構造の接続通路と免震側との間にクリアランスが必要になり、免震エキスパンションジョイントによる措置が必要となる。
1階の接地性(虎渓用水広場との一体的な利用)	<ul style="list-style-type: none"> 1階の接地性が良く、虎渓用水広場と一体的な利用の計画が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 1階の接地性が良く、虎渓用水広場と一体的な利用の計画が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 1階の接地性が良く、虎渓用水広場と一体的な利用の計画が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 免震側と非免震側の間にクリアランスが必要になり、免震エキスパンションジョイントによる措置が必要となる。
浸水に対する維持管理性能(リフトマフ:0.5m未満の浸水)	<ul style="list-style-type: none"> 1階が浸水した場合、耐震性能に影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1階が浸水した場合、耐震性能に影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1階が浸水した場合、耐震性能に影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水により泥水等が免震層に侵入した場合、免震層内の排水/洗浄/点検/復旧が必要となる。

5 設備計画

設備計画においては、平常時の環境負荷低減とイニシャルコストの抑制、高度情報化対応、災害時の施設機能の維持継続性等を踏まえ、多角的な検討を行いながら基本・実施設計にて仕様を決定します。

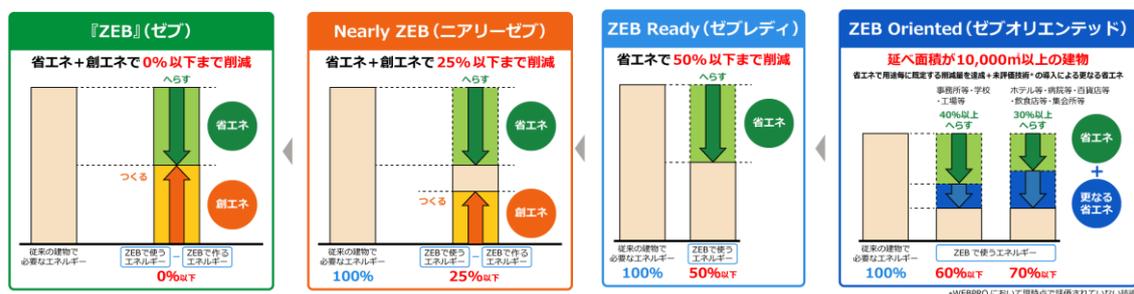
照明・空調・換気等の設備においては、高効率機器等の採用により環境負荷低減を図るとともに、ランニングコストを低減します。

行政事務の効率化や市民サービスの向上を図るために必要なシステムや情報・通信設備等については、駅北庁舎や他の市施設等の整備状況や市民への普及状況等を総合的に勘案しながら引き続き導入の検討を行います。

災害対応においては、インフラ途絶時の活動人数や途絶日数を精査した上で、電気・給排水・ガスのバックアップ容量を精査するとともに、情報通信設備においては2回線化などの検討を行います。

また、環境負荷低減の観点から省エネルギー化を図りZEB Ready相当の建物とする方針とします。省エネルギー化の手法においては設計にて精査しますが、一般的には断熱性能の向上やエネルギー損失の低減を考量した建築設備システム、自然エネルギーの活用、適正な運営管理システムの構築等が挙げられます。

4段階のZEBシリーズ



出典: ZEB PORTAL [ゼブ・ポータル] / 環境省HP

建設地周辺のインフラ（電気・上水・下水・ガス・雨水）敷設状況は下記の通りです。

- ・電気：建設地南西に直近の電柱（中部電力）がある。
- ・上水：市道211940線に給水管（配管径100mm）が埋設されている。
- ・下水：建設地西側北西側（市道211940線内）に末端（配管径200mm）が埋設されている。
- ・ガス：建設地直近まではガス管は埋設されていない。
- ・雨水：市道211940線直下に排水路（幅約1.5×高さ約1.1m）が埋設されている。

電力引込に関しては、敷地が新庁舎単独となるか、または駅北庁舎と一体になるかによって引き込み位置が変わります。新庁舎単独敷地の場合は、新庁舎・駅北庁舎それぞれに引き込みとなり、2棟一体敷地の場合は一方の棟から引込み、もう一方の棟へ送り出すルートとなる想定です。基本設計において引き続き検討を行います。

第5章 既存施設の改修に関する検討等

新庁舎計画の特徴の一つとして“既存施設への接続”が挙げられます。基本構想においても基本要件となっており、南北自由通路・新庁舎・駅北庁舎に連続した歩行者動線を確保することで庁舎利用の利便性を向上するとともに、多治見駅南側の駅南市街地再開発の各施設とも動線的なつながりを確保できます。これにより多治見駅を中心とした南北一帯のエリアでのまちづくりやにぎわいの創出を期待します。

本章では、南北自由通路と駅北庁舎への接続に関する方針と仮設庁舎の要否・規模について記載します。

1 南北自由通路

南北自由通路は高架化されており、2階床は地表面から約7.1m（駅北庁舎の地盤高さを基準とした場合）にあります。

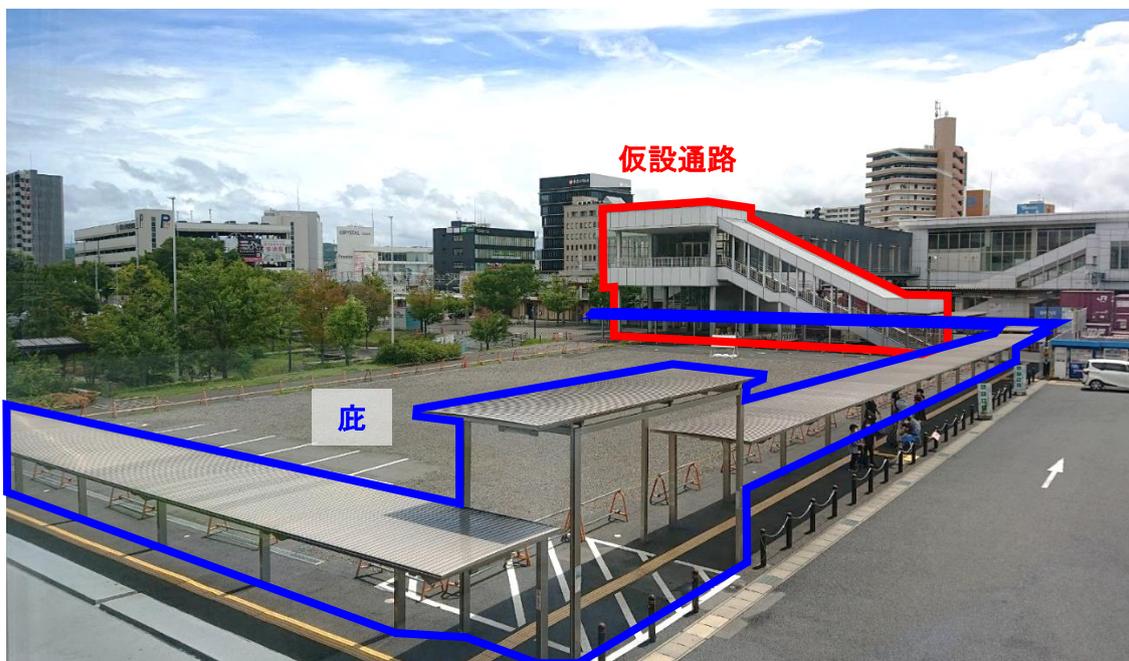
通路幅が約10mと比較的広いことから、定期的にマルシェや焼き物販売等のイベントが行われています。新庁舎の接続によって既往のイベントの活気が周辺にも波及し、新庁舎や虎渓用水広場一体まで巻き込んだ、市民や来街者の活動・交流の場となることを期待します。

南北自由通路でのイベントの様子



現在、建設地内には南北自由通路の一部が仮設通路という形で整備されています。新庁舎建設にあたってはこの仮設通路を一旦撤去したうえで接続通路を新設し、南北自由通路から新庁舎2階へ連続した動線を確保する方針とします。また、仮設通路から駅北庁舎に連続する既存の庇についても撤去の上で新庁舎建設を行うものとしてます。

南北自由通路北端の仮設通路と庇



仮設通路は建設当初から構造的な切り離しが可能な計画となっています。建設工事初期での仮設通路撤去が想定されますが、撤去後には南北自由通路本体側への外壁等の改修が必要となります。

また、多治見駅北自転車等駐車場への動線（階段）が一定期間利用できなくなるため、迂回路の確保等の検討が必要です。

新庁舎1階の階高を駅北庁舎同等とした場合、南北自由通路との接続において約2.4mの段差が生じます。この段差を解消するための階段・エレベーターを設けます。

南北自由通路北端にはエレベーターを整備済ですが、新庁舎のエレベーターとの近接や動線上支障が懸念される場合には、既存エレベーターの改修等についても検討を行います。

2 多治見市役所駅北庁舎

(1) 接続に関する改修

新庁舎と駅北庁舎は接続通路を介して、駅北庁舎 2 階・東端の多目的スペースへ接続します。

現在、駅北庁舎 1 階ギャラリースペースなどの駅北庁舎の市民開放スペースは、市役所窓口より開放時間が長い運用となっています。2 棟一体で駅とつながる庁舎として整備することで利便性向上を図ります。

また、駅北庁舎 1 階に整備されている大庇のある屋外広場と新庁舎の多目的空間、虎渓用水広場が連携することで、市民交流・市民活動の活性化が可能と考えます。

赤枠が接続予定箇所、青枠が屋外広場



写真右手が駅北庁舎、左手が南北自由通路



下表に駅北庁舎の建物概要を示します。

駅北庁舎の概要

項目	内容
供用開始年月	平成27年（2015年）1月
延床面積	約9,600㎡
庁舎機能	約6,600㎡
保健センター機能	約 800㎡
地下駐車場機能	約2,200㎡
階 数	地上5階、地下1階
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造
構造形式	免震構造
最高高さ	約27m

駅北庁舎への接続においては、新庁舎2階と駅北庁舎2階を段差なく接続すること、免震構造への接続となること、接続に係る改修費の抑制等、多角的な視点から接続部分の仕様・納まりについて十分な検討を行う必要があります。

(2)市庁舎運用に関する改修

駅北庁舎に関しては、新庁舎との接続部分に関する改修のほか、新庁舎建設と関連して執務スペース等の整備や什器レイアウトの見直しを行います。

また、令和6年3月に実施した市民アンケートにおいて最も意見が多かった「一つの窓口に関連した用事を済ませることができること」に対応したワンストップサービス（総合窓口）等の導入を検討します。

利活用市民会議や職員によるワーキンググループでの意見から、駅北庁舎3階にある親子ひろばを新庁舎1階の多目的空間に移設するなど、市民にとってより利用しやすい配置となるよう検討を継続します。

また、駅北庁舎4階は、現在は主に会議室のフロアとして利用されていますが、会議室1～3を執務スペースとして改修することを想定しています。

駅北庁舎4階ホール・廊下



駅北庁舎4階会議室出入口



現時点で想定されている駅北庁舎の改修項目を下記に示します。

駅北庁舎の改修項目の想定

階	現状室名	改修後スペース	面積
1F	ギャラリースペース	ワンストップサービス（総合窓口）等	約43㎡
	レセプト・打合せスペース	作業スペース	約50㎡
	執務スペース	什器レイアウト変更	－
2F	キャビネットスペース	作業スペース	約60㎡
3F	親子ひろば	休憩室兼ミーティングスペース	約150㎡
4F	会議室1～3	執務スペース	約165㎡

なお、駅北庁舎の運用に伴う改修計画は、基本設計における部署配置方針の進捗や今後のオフィス環境設計業務の状況にあわせて流動的に変化することが予想されます。基本設計において、最終的な改修範囲とその内容を決定するものとします。

3 仮設庁舎

駅北庁舎4階会議室の改修工事期間中は、駅北庁舎内の会議室が減少し、通常業務に支障が生じることが想定されます。近隣他公共施設等を利用するなど会議開催手法を含め創意工夫が必要ですが、業務への想定以上の影響がある場合は、仮設会議室を利用することを検討します。仮設会議室の規模や利用期間については、基本設計において事業の全体スケジュール等を精査のうえ決定します。

第6章 事業手法・事業スケジュール

1 発注方式

新庁舎建設工事、解体及び改修等関連工事の発注方式は、設計品質・施工品質の確保に加えて、供用開始までのスピード感を重視して決定します。

(1) 業務発注

発注方式としては、設計施工分離発注（設計と施工を別々に発注する）や設計施工一括発注（設計と施工を一括して発注する）等がありますが、本市での実績が多い設計施工分離発注による従来方式で進めます。

昨今では公共施設建設工事においては民間企業の活力導入を目的としたPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）などの手法も採用されます。

本市では、令和6年7月1日に多治見市PPP/PFI手法導入優先的検討規程が制定され、国土交通省のPFIの事業可能性評価による試算を行った結果を踏まえ、新庁舎は本市が自ら使用し、管理・運営するものであり民間企業のノウハウ導入は限定的であるため本事業に適さないと判断しました。

また、DB（設計・施工一括）方式やECI（設計段階施工者関与）方式、CM方式（設計・施工一括管理業務の委託）は、設計業務、施工業務とは別に発注支援業務が生じ、建設工事までの期間が長期化する懸念があることから、本事業に適さないものと判断しました。

発注方式の種類

方式	内容
従来方式 (設計・施工分離発注方式)	本市が資金を調達し、設計、施工、維持管理等の業務について、それぞれ発注、契約する方式。 公共事業で従来から最も多く採用されている。
ECI方式 (設計段階施工者関与方式)	ECIは「アーリー・コントラクター・インボルブメント」の略で、本市が資金を調達し、設計段階から施工者が技術協力を行う方式。 施工困難な建設プロジェクトにあたり、コストと技術面をおさえて、本市と設計者、施工者が綿密に打合せする必要がある。
DB方式 (設計・施工一括方式)	DBは「デザイン・ビルド」の略で、本市が資金を調達し、設計と施工を一括発注する方式。 施工困難な建設プロジェクトにあたり、コストと技術面をおさえて、本市と設計者、施工者が綿密に打合せする必要がある。
PFI方式 (Private Finance Initiative)	PFIは「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略で、民間事業者が資金を調達し、設計、施工、維持管理及び運営等を一体で行う方式。
CM方式 (設計・施工一括管理業務の委託)	CMは「コンストラクションマネジメント」の略で、対象事業のうち設計及び工事監督業務等に係る発注関係事務の一部または全部を民間事業者に委託する方式。 プロジェクトごとに建築の全工程に造詣が深いコンストラクションマネージャー(CMr)が発注者側としてプロジェクトに参加する。

各発注方式のメリット・デメリットを下記に示します。

発注方式の比較

	メリット	デメリット
従来方式 (設計・施工分離方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計段階で市と受注者が綿密な協議を行うことが可能であり、市および市民の意見を反映しやすい。 ・ 設計、施工等の各段階で社会的変動要因等に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の建設費高騰により、建設工事の入札不調による事業遅延の可能性がある。
ECI方式 (設計段階施工者関与方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工者の早期参画により、施工者の技術やノウハウが設計に反映され、施工者の持つ技術等の発揮の余地が大きい。 ・ 設計段階から施工者を選定するため、建設工事の入札不調による事業遅延リスクを回避できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多治見市役所および市民の意見への柔軟な対応が難しい可能性がある。 ・ 工事費高騰している近年の状況において早期の施工者選定における金額根拠が少なく、物価上昇など工事価格更新における協議が多発する恐れがある。 ・ 設計者選定と同時または実施設計前にECIの要求水準書作成および選定の期間を有する。
DB方式 (設計・施工一括方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工者の早期参画により、施工者の技術やノウハウが設計に反映され、施工者の持つ技術等の発揮の余地が大きい。 ・ 設計段階から施工者を選定するため、建設工事の入札不調による事業遅延リスクを回避できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多治見市役所および市民の意見への柔軟な対応が難しい可能性がある。 ・ 工事費高騰している近年の状況において早期の施工者選定における金額根拠が少なく、物価上昇など工事価格更新における協議が多発する恐れがある。 ・ DB事業者募集、選定、契約に一定期間要する。 ・ 要求水準書作成業務の期間を有する。
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工設計段階から民間事業者が持つ独自技術で、ライフサイクルコストの縮減が図られる可能性がある。 ・ 維持管理と運営に民間の経営能力、技術的能力を活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者（民間事業者）が事業主体となるため、事業者運営のコントロールが難しい可能性がある。 ・ PFI法に基づく事業選定に時間がかかる。 ・ 庁舎整備において運営面で民間ノウハウが十分発揮できない上に、V F Mが期待できない。

(2) 設計者の選定

設計者選定に当たっては、プロポーザル方式（技術提案の内容により設計者を選定）、コンペ方式（具体的な設計案により設計者を選定）、競争入札方式（入札価格のみにより設計者を選定）等があります。

庁舎設計においては、市民や議会の意見・要望事項を聞きながら段階的に計画を進めていく必要があることや、本市と受注者が緊密に連携を取りながら確実に業務を推進する必要があること等から、設計者の実績や技術提案等を重視できるプロポーザル方式が適すると判断します。

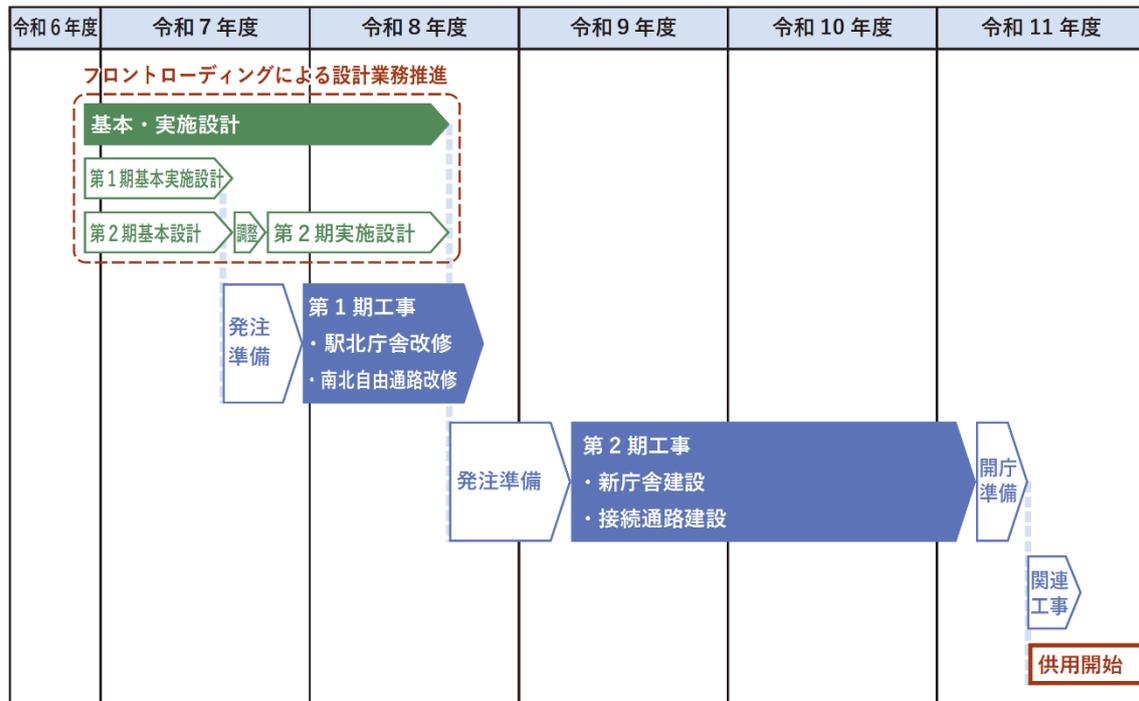
また、積み上げられた技術検討項目や蓄積された市民意見等を的確に計画に反映しやすくするため、新庁舎の基本設計・実施設計、関連する解体・設計業務の一本化を検討するとともに、フロントローディングによる工事の早期発注を目指します。

フロントローディングとは、一般的に設計初期の段階に負荷をかけ作業を前倒しで行うことをいい、本事業においては新庁舎本体の基本設計期間中に先行工事となる駅北庁舎や南北自由通路の改修工事の実施設計を行うことを指します。改修工事の先行着手により新庁舎改修工事も早期に発注することが可能となります。

2 新庁舎建設スケジュールの検討

新庁舎建設事業は以下に示すスケジュールで進めるものとし、令和11年上半期での新庁舎の供用開始を目指します。

想定事業スケジュール



第7章 概算事業費等

1 概算事業費

新庁舎建設に係る事業費を示します。

概算事業費については、あくまで現段階における建設単価等を用いて試算した想定金額であり、今後の設計以降の各段階において、コスト抑制の観点を踏まえた仕様の決定などを通じて財政負担の軽減に努めるものの、詳細設計の実施や建設コストに係る物価上昇、労務費の上昇等により変動します。

また、新庁舎建設に関連する駅北庁舎改修工事、接続通路新設工事、自由通路改修工事等に概算事業費として約6.4億円を要します。

概算事業費内訳

	概算費用	摘要
事業費 内 訳	約67.8億円	新庁舎建設工事 (市役所執務室 (7,820 m ²) : 約 62.4 億円 多目的空間 (680 m ²) : 約 5.4 億円)
	約2.6億円	基本設計・実施設計
	約1.8億円	工事監理費
	約1.9億円	外構工事費
	約74.1億円	事業費合計

2 財源

概算事業費に対する財源を示します。

現段階での概算事業費に対する想定財源であるため、今後、活用可能な有利な起債や補助金等を引き続き模索し、積極的な財政負担の軽減に努めるものの、詳細設計の実施や建設に係る物価上昇等により事業費が変動した場合は、変更します。

財源内訳

財源内訳	想定額	財源区分
	30.0億円	積立金（多治見市庁舎建設基金）
	32.6億円	地方債（起債）
	11.5億円	一般財源等
	74.1億円	合計

適用の可能性のある補助金等について(例示)

- (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
- (2) こども・子育て支援事業債
- (3) ぎふ県産材利用促進施設等整備事業 / 内装木質化支援
- (4) ぎふ県産材利用促進施設等整備事業 / 備品導入支援
- (5) 森林環境譲与税

県産材を利用した什器等の事例



県内庁舎事例



県内庁舎事例

第8章 課題の整理

今後の新庁舎建設事業において配慮すべき事項等について示します。

1 関係法令の整理

(1) 敷地条件の整理

基本計画において建築確認申請に適用する最終的な敷地形状は確定していません。南北自由通路、駅北庁舎との接続により、両施設への影響等について基本設計にて法令等を整理したうえで、その形状を確定するものとします。

(2) 建築基準法及び関連法令

敷地条件によって変わる建築物への建築基準法や関連法令の規制内容を十分に精査するとともに、駅北庁舎への既存遡及の回避を基本方針とした新庁舎計画の検討が必要です。

別棟の取り扱いの規定は法令によって異なるため、適宜、管轄機関への協議を行いながら事業を推進する必要があります。

(3) 土壌汚染対策法についての整理

令和5年度末には土壌汚染調査業務の結果が報告されています。建設地の形質変更を見据えて実施されました。ボーリング調査等を経て6つの特定有害物質（カドミウム、六価クロム、水銀、鉛、ひ素、ふっ素）について、溶出量・含有量ともに基準値を下回る結果となり法令に“適合”と評価されています。

2 今後の検討課題

(1) 既存施設への接続に対する技術的検証

新庁舎の接続通路による駅北庁舎（免震建物）や南北自由通路（耐震建物）への接続は、基本設計・実施設計の各段階において高度な技術的検証を要します。

(2) 施工計画・安全確保

建設地は三方を既存施設に囲われており、工事車両が寄り付けるスペースが限定されています。西側道路の利用状況も踏まえ仮設計画、施工計画を検討する必要があります。工事ヤードについては隣接する民間敷地を借用する可能性もあり、関係機関との協議が円滑に行われるよう検討・配慮が必要です。

また、工事において発生する騒音や振動、工事車両により道路状況への影響が懸念される場合には事前に説明を行うなど、広く理解を求める配慮が必要です。

(3) アクセス性の検討

移動時の自家用車利用が多い本市の環境や多治見駅に隣接するという立地から、来庁者数に対する駐車場不足が懸念されています。附置義務条例を満たすだけでなく、市民がより利用しやすい新庁舎となるよう駐車場の確保や公共交通機関の充足への検討など、施設へのアクセス性について引き続き検討が必要です。

(4) 運用検討

新庁舎完成によって2棟で本庁舎となるため、施設の管理・運営方針について継続検討が必要です。

ハード面においては守衛室・中央管理室等の諸室や監視システム構築に対する方針／ソフト面では新庁舎の多目的空間や駅北庁舎のロビー・屋外広場等、市民開放スペースの管理運営に対する方針の検討が必要となります。

現在、駅北庁舎の市役所機能が17時15分に閉庁するのに対し、ギャラリーなどの市民開放スペースは18時に閉館しており、多目的空間の整備によって市民開放スペースが拡充されることから開放時間を含めた継続検討が必要です。

(5) 事業推進の中での適切な情報発信等

設計や工事の進捗状況については、本市ホームページや広報等において情報発信を行います。適切なタイミングで市民の意見聴取あるいは市民参加の庁舎づくりの機会を設け、建設事業に対する市民の理解を得られるよう努める必要があります。